

消防の動き



平成20年
3月号

No. 444

- 全国消防イメージキャラクター「消太^{しょうた}」の決定
- 地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会「平成19年度報告書」について
- 総務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令について



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



火は見てる
あなたが離れる
その時を

春の全国
火災予防運動
3月1日～3月7日
備えよう! 住宅用火災警報器

消防庁 全国消防長会 一般社団法人 日本防火研究普及協会 宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。
URL: <http://www.shoubo-fukyu.or.jp>

平成20年春季全国火災予防運動広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

自治体消防制度60周年を迎え



東京消防庁消防総監 小林 輝幸

消防組織法第1条（消防の任務）、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする。」。

昭和23年3月7日、消防組織法の施行により、自治体消防制度が発足してから、間もなく60周年を迎えようとしています。

消防の歴史を顧みると、江戸時代の「定火消」に始まり、明治維新後には「火消」という呼び名が「消防」へと変わり、昭和23年3月7日には住民の大きな期待を背負い、自治体消防としての産声を上げました。その後、自治体消防は時代の変化に対応して、組織、設備・装備、機能の充実強化を進め、地域社会の安心・安全の確保はもちろんのこと、国際協力にも大きく貢献し、絶大なる信頼を寄せられるに至りました。これは、先人の英知と不断の努力の積み重ねによって、幾多の試練を乗り越えることができたからであるの言うまでもありません。

しかしながら、現在の消防を取り巻く環境に目を向けますと、都市化の進展や生活様式の多様化により、予測しがたい災害発生の危険が増大し、また、各地で頻発している大規模地震や国民保護法の施行など消防行政の果たす役割はますます高まっています。

このような状況下において、各消防本部とも地域の特性に応じた消防行政に積極的に取り組んでいるところですが、近年は、大震災やテロリズム等の不安も高まり、住民の防災に対する関心や消防に寄せられる期待から、広域的な消防防災体制を強化しなければ住民の期待に応えていくことはできないと感じています。

このような期待に応えるためには、各消防本部が今まで以上に互いに情報を交換し、「採長補短」の重要性を強く認識しなくてはなりません。互いの得意分野を積極的に取り入れ、相互に共有できる全国的なネットワークを構築することにより、よりよい消防行政が展開できるものと考えています。

そのためにも、国、都道府県、市町村が一丸となり、平成24年度の消防の広域化実現に向け、今まさに取り組んでいることは言うまでもありません。

我々は、この60周年を契機に、この輝かしい伝統と業績を次代に引き継ぐとともに、住民のニーズを的確に把握し、継続した信頼を得るため、更なる消防力の強化と防災体制の整備に取り組んでいかなければなりません。

本年は、北海道・洞爺湖サミットの開催を控え、国内においてもテロ災害の発生危険が憂慮され、消防への期待はさらに増すこととされます。また、当庁としましても、「2016年の東京オリンピックの招致」を視野に入れ、NBC災害対応力の強化や住宅防火対策等の更なる推進を図り、災害に強いまちづくりを強くアピールできるよう渾身の努力を傾注してまいります。

最後に、地域の安心・安全の中心に消防があり、かつ、市民にとって最も身近な存在でありたい、これまでも、これからも消防が一に志していることと確信しています。



全国消防イメージキャラクター「消太」の決定

総務課

(自治体消防制度60周年記念事業推進室)

我が国の消防は、昭和23年3月7日に施行された消防組織法によって、市町村消防の原則に基づく今日の自治体消防制度として確立し、来る3月7日には60周年を迎えます。

消防庁では、これを記念して、全国消防イメージキャラクター『消太』を決定し、去る1月28日(月)にニッショーホールで開催された「消防団員入団促進キャンペーン」イベントの中で、漫画家の松本零士氏によるお披露目を行いました。

なお、『消太』のデザインは、松本氏を委員長とする審査委員会で決定し、愛称は、全国各地からの1万件を超える応募の中から選定したものです。

今後、『消太』は、より一層「親しまれる消防」を目指して、消防庁をはじめ、全国の消防本部、消防団及び消防関係団体等が実施するイベントなどで、末永く活躍します。



松本零士氏による『消太』のお披露目
(「消防団員入団促進キャンペーン」イベント)



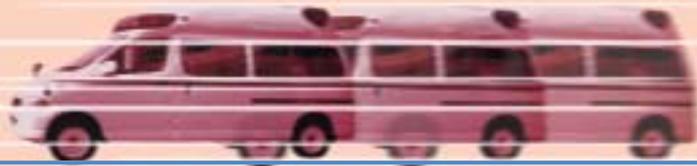
消防用設備等の点検シーン

地震災害救助シーン

放水シーン



『消太』は、いろいろなことができます。消防隊の『消太』、救急隊の『消太』のほかにも、制服の『消太』、救助隊の『消太』、そして消防団の『消太』など、あらゆる場面で活躍します。



地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会「平成19年度報告書」について

国民保護室

消防庁では、平成18年9月から、「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、地方公共団体、特に都道府県における総合的な危機管理体制の整備方策等について検討を進めてきたところです。この度、「平成19年度報告書」（以下「報告書」という。）を取りまとめましたので、その概要を紹介します。なお、報告書の全文は、消防庁のホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）に掲載していますので、ご参照ください。

又は生じるおそれがある危機管理事案であって、当該地方公共団体が全庁的又は部局横断的に取り組むべき事案を念頭に置きました。

1 報告書の構成

危機管理事案に的確に対応するために特に都道府県が有すべき機能について整理し、その上で、都道府県における危機管理事案への対応のあり方や危機管理体制整備の取組について、いくつかの提言を行いました。

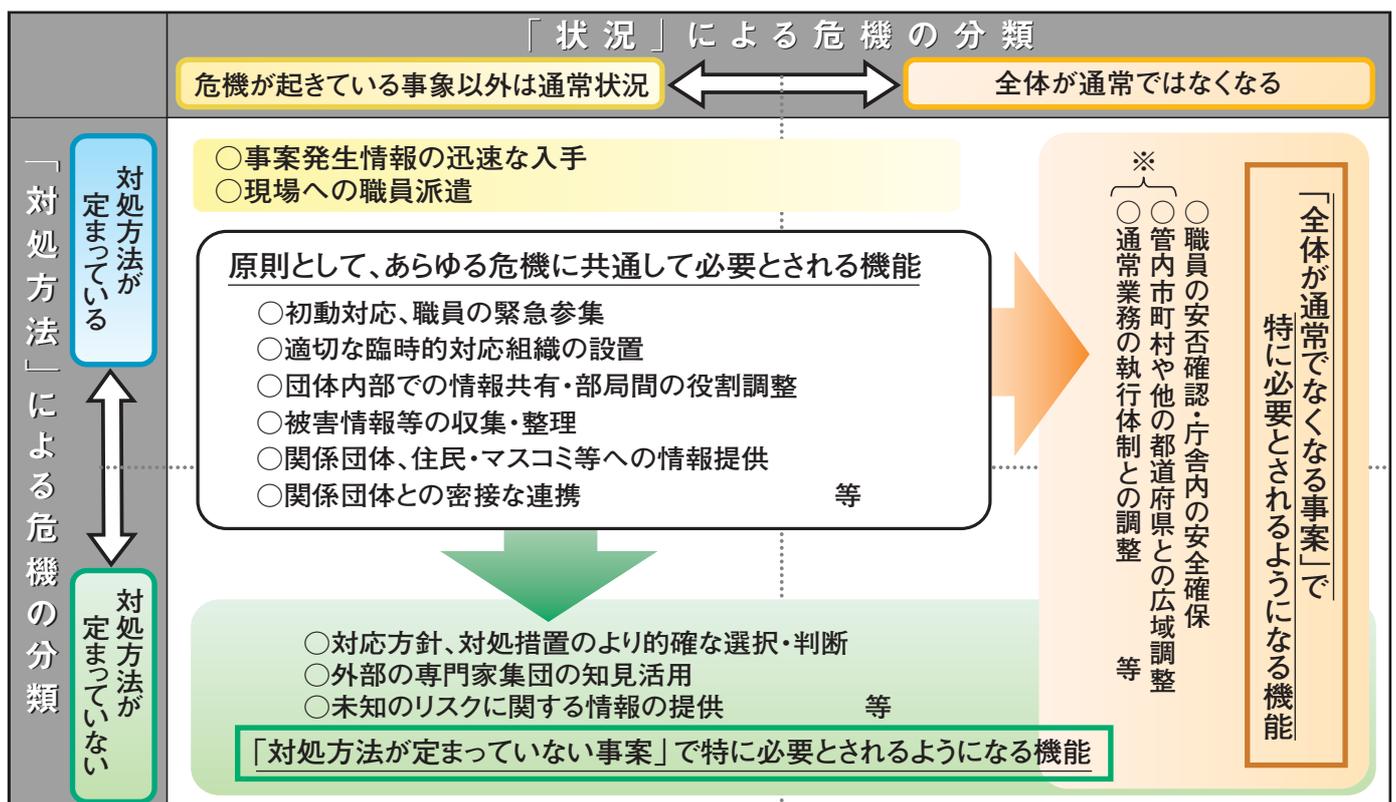
なお、住民の生命、身体及び財産に直接重大な被害が生じ、

2 危機管理事案に的確に対応するために都道府県が有すべき機能

危機発生時に都道府県において果たすことが求められる機能について、その所掌事務に係る応急措置に限らず、関係機関等の総合調整、情報の集約・整理・提供及び市町村の補完を都道府県の重要な役割と整理した上で、以下の四つの側面から、網羅的に列挙しました。

- ① 覚知・初動対応
- ② 危機に対する体制整備と対応
- ③ 関係機関等との連携
- ④ 広報活動など

危機管理事案の種類によって必要とされる機能の整理（イメージ）

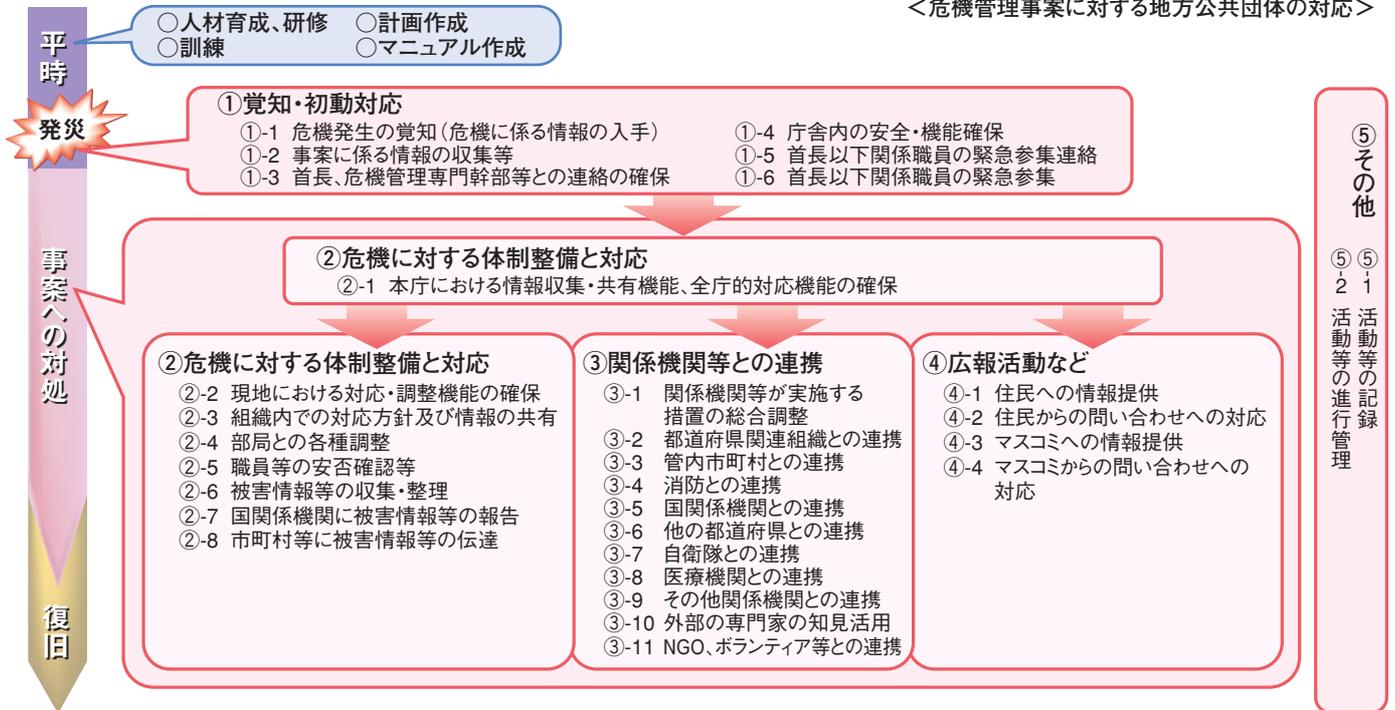


※これらは、被害が大きく、対応が長期化することに伴って特に必要となる機能であり、「全体が通常ではなくなる」事案において必要となることが多いものと考えられる。



危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能の流れ(イメージ)

＜危機管理事案に対する地方公共団体の対応＞



3 危機管理事案への対応のあり方

(1) 都道府県庁組織内の体制整備

迅速に危機対応体制を確立させるため、平素から24時間体制で情報を受け付け、各種体制の人員や設置基準をあらかじめ定めておく必要があります。また、危機発生時には積極的に情報を取りに行き、首長に迅速に報告を行い、体制の決定、整備を行う必要があります。

(2) 都道府県組織外の消防、自衛隊等の関係機関との連携

情報連絡、危機対応の総合調整及び各種支援を行うため、平素から訓練、連絡会議等を通じて専門家や関係機関等との連絡を確保し、「顔の見える関係」を構築しておく必要があります。

(3) 住民やマスコミとの情報共有

素早く多くの住民に情報を提供するため、マスコミに可能な限り情報を提供していくとともに、情報弱者にも配慮しながら多様な媒体を通じた情報提供を行う必要があります。また、平素からマスコミとの間に「顔の見える関係」を構築しておく必要があります。

4 平素から取り組むべき事項

(1) 危機管理センター等の充実

長期的には常設・専用の拠点として危機管理センターを整備することが求められますが、整備までの間も対策本部等設置のためのマニュアルを作成し、迅速に立ち上げられるようにする必要があります。

(2) 危機管理基本指針等の整備

全都道府県において、危機管理基本指針(特定の事案に限定されない、広範な危機に対して、統一的な体制のあり方や全庁的な対応方針等を示すもの)を策定し、危機の経験や訓練の反省等を踏まえて見直していく必要があります。

(3) 24時間即応体制の整備

24時間即応体制として、危機対応能力のある職員等による宿日直体制、知事等への常時連絡体制、30分以内で一定の対応が可能な初動対応体制、緊急連絡のための情報連絡手段等を整備する必要があります。

(4) 首長以下全職員の危機管理能力の向上

首長以下、全職員に対して、危機管理においてそれぞれに求められる役割に応じた研修・訓練を充実させていく必要があります。また、消防、警察、自衛隊等関係機関との人事交流等の人事面での工夫を行う必要があります。

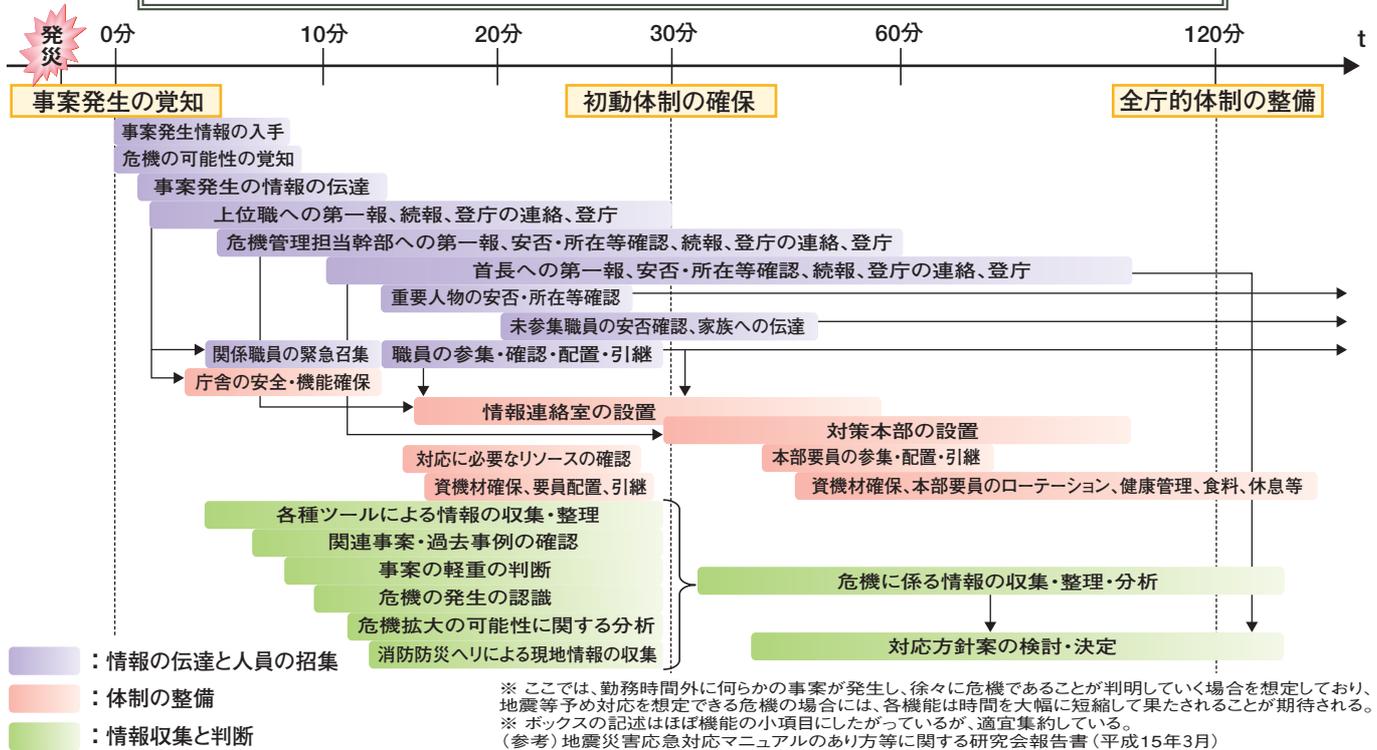
(5) 外部の専門家との連携

都道府県においては地元の専門家と定期的に意見交換等を行い、信頼関係を構築し、必要な助言を受けられるようにしておく必要があります。また、多岐にわたる専門家等との関係を構築するために、国や他の都道府県が協力していく必要があります。

(6) 危機管理体制の点検、評価及び見直し

危機管理体制については、不断に点検、評価及び見直しを行う仕組み(PDCAサイクル)が必要です。その際に、定期的に外部の専門家による評価を受けることで、質及び透明性の向上を図る必要があります。

覚知・初動対応から対策本部設置に至るまでの機能の時系列(イメージ)



(7) 危機管理に関する普及啓発の実施

危機発生時における住民の適切な行動と協力が被害の軽重を大きく左右することから、国や地方公共団体の取組、住民自身に求められる役割・行動について普及啓発に努めます。

(8) 総合的な危機管理能力向上のための体制の整備

危機管理能力向上のため、都道府県が連携していく体制を整えとともに、消防庁とも連携しながら、地方公共団体の取組を専門的に支援する体制の整備について検討する必要があります。

5 危機管理組織のあり方

(1) 危機発生時における危機管理体制

対策本部長は、危機への対応に係る重大な方針決定等を行い、対策本部は、その支援を効果的・効率的に行います。

対策本部については、各種危機管理事案にあっても基本的には同じものとなります。

(2) 危機発生時における危機管理体制への移行

危機管理体制に速やかに移行するためには、24時間即応体制を整備し、情報伝達ルート、危機管理体制の決定権者及び代理決定権者等についてあらかじめ定めておく必要があります。また、本部設置に至らない状況でも、情報収集を集中的に行う情報連絡室を設置し、本部に円滑に移行する必要があります。

(3) 危機管理専門幹部及び危機管理担当部署のあり方

危機管理専門幹部及び危機管理担当部署は、危機発生時には、対策本部長の補佐、対策本部における各班の指揮、運営

等の役割を担います。

また、平素から危機の兆候を覚知する体制の整備、初動体制及び全庁的体制の整備、訓練・研修の実施、関係機関との役割分担等の調整並びにマスコミとの情報提供に係る調整に取り組んでおく必要があります。

危機管理専門幹部のあるべき地位について、①危機管理専門幹部(次長級)が部局長級を補佐するパターン、②危機管理専門幹部(部長級)が危機管理担当部局を統括するパターン、③危機管理専門幹部(部長級以上)が全部局を統括するパターン、の3つに分類されますが、危機管理専門幹部には危機について各部局長を統括・調整できる権限・地位が付与されていることが望ましいと言えます。

6 まとめ

危機への対応は、危機管理担当部局にとどまるものではなく、全庁的な取組が必要であり、国、都道府県、市町村といった行政機関、さらには、医療機関、外部の専門家、NPOなど多くの関係者を含めた全体としての対応が極めて重要です。また、平時に増して、トップの意思決定が問われる場面であることも十分に念頭に置く必要があります。

各都道府県においては、こうした危機管理に臨む基本的なスタンスについて改めて認識していただいた上で、本報告書を受けて、自らの総合的な危機管理能力について確認し、長期的な視点からあるべき危機管理体制の実現に取り組んでいただくことを期待しています。



総務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令について

救急企画室

消防庁では、平成19年12月25日に「総務省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（総務省令第152号）」を公布し、平成20年1月1日に施行しました。以下、その内容について紹介します。詳しくは、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）をご覧ください。

1 背景

救急要請の中には、少しでも早く救急現場に到着し、救急救命処置を行う必要のある心肺機能停止傷病者から、四肢末梢の軽微な外傷のように緊急度・重症度の低いものまで様々な事案がありますが、救急業務本来の目的である「救命率の向上」を目指すためには、緊急度・重症度の高い傷病者に対して、より迅速かつ確かな対応を行うことが効果的であると考えられます。

119番通報受信時における指令室トリアージ（コール・トリアージ）については、本格的導入はいまだ行われていませんが、平成19年6月1日から29日まで実施された構造改革特区の第11次提案の募集に対して、「119番通報時における緊急度・重症度識別（トリアージ）による救急隊編成の弾力化」に係る規制改革要望が提出されました。当該要望について、政府において検討を行った結果、平成19年10月9日に「構造改革特区の第11次提案に対する政府の対応方針」（構造改革特区推進本部決定）により、同要望が新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置として決定されるとともに、12月7日の閣議決定により「構造改革特別区域基本方針」の一部が変更されました。

これにより、現行では、原則、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成すべきとされている救急隊の編成について、認定する構造改革特別区域内においては、一定の要件のもと、適切なコール・トリアージにより、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人による救急隊の編成が可能となりました。

2 省令の概要

～救急隊編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業～

構造改革特別区域内の消防機関の救急隊の編成の基準の特例^(※1)として…

傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合とすることができる。

申請に係る構造改革特別区域内に設置する消防機関が満たすべき要件

ア 緊急通報を受けた時に聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的かつ自動的に識別するための仕組みを整備するとともに、通報を受けた時から出動するまでの手順を確立していること

イ アによる識別の結果、救急自動車1台及び救急隊員2人により出動した場合において、救急現場において傷病者の傷病の程度が当該識別の結果に比し重度であることが判明する等の不測の事態が生じた場合に、本特例措置に係る救急業務の実施に先んじて定められた基準及び要領に従って、3人以上の救急隊員によりすみやかに必要な措置を実施することができる体制を確保していること

ウ 通信指令管制業務を行う施設に医師を常時配置し、必要に応じて、医師が当該業務を行う消防職員及び救急業務に従事する救急隊員に対して直接指導又は助言を行うことができる体制を確保していること

○ ただし、本特例は、消防法施行令第44条第1項ただし書に基づき、救急業務の実施に支障がない場合について定めるものであることから、例えば、交通量が特に多く交通事故が多発する高速道路や一般自動車専用道路など、傷病者を搬送する上で医学的な問題以外の事情により危険が生ずると考えられる場所へ出動する場合については、地方公共団体の適切な判断により、原則どおり、救急自動車1台及び救急隊員3人以上で出動することとする。

(※1) 現行規定（消防法施行規則第50条）による特例は、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗している場合のみ

3 今後の見通し

第16回構造改革特別区域計画の認定申請の受付が、平成20年1月16日から25日まで行われました。今後、申請のあった構造改革特別区域計画について審査が予定されているところであり、本格運用開始後は運用状況に注目するとともに、必要なフィードバックを行っていくことが望まれます。

「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」における「広域消防応援制度（緊急消防援助隊）について（報告）」の取りまとめ

総務課

1. 背景

多様化、大規模化する災害、事故に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防体制の更なる充実強化を図る必要があります。

消防庁では、平成17年以降、「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」を設置し、現行の消防体制の現状と問題点を整理し、消防機関の果たすべき役割を踏まえた今後の消防体制のあり方について検討を行ってきているところです。

平成19年度は、次の2点を踏まえ、『広域消防応援制度のあり方について』の検討を行ってきました。

- ・東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の

大規模地震の切迫性が指摘されている。

- ・我が国には、陸域において約2,000もの活断層が存在しており、強い地震に見舞われる危険性は全国の至る所にある。

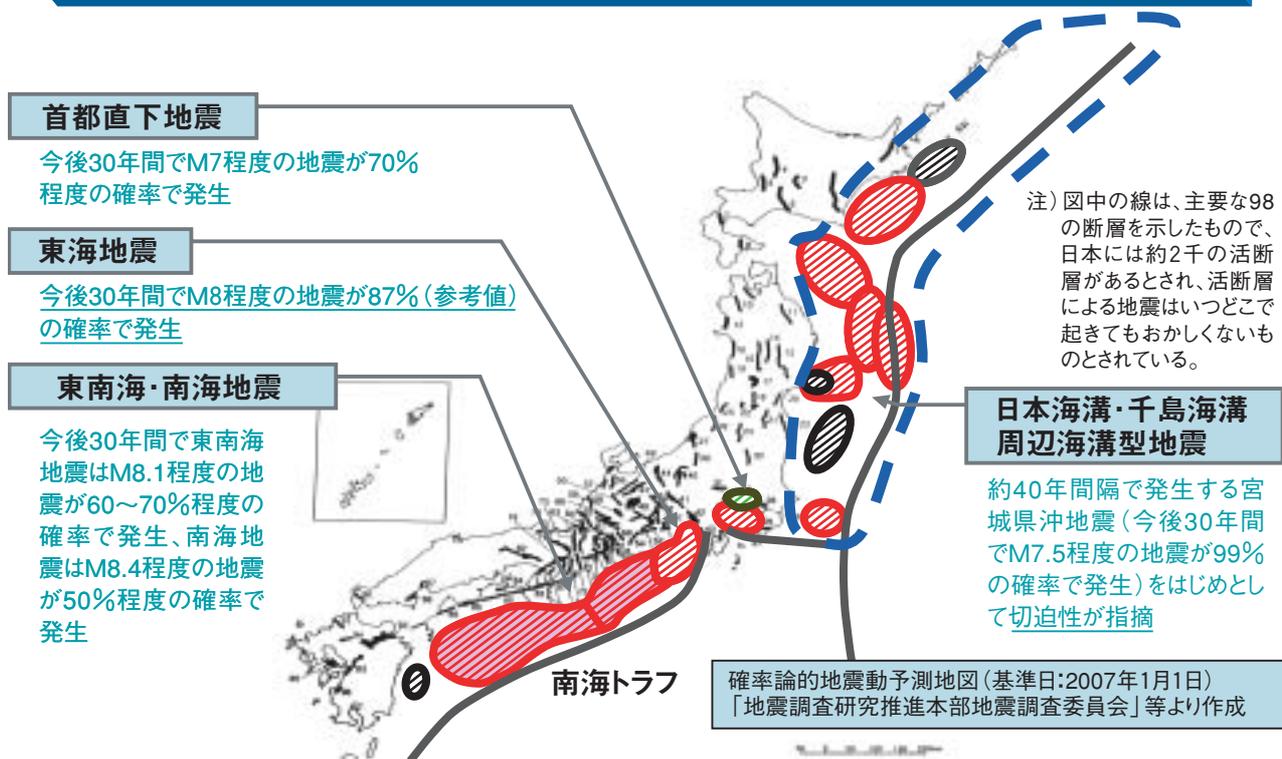
今般、その報告書を取りまとめましたので、その内容について紹介します。

2. 現状と課題

(1) 緊急消防援助隊の機動力

- ・緊急消防援助隊は、これまで、平成8年12月の蒲原沢土石流災害を始め、最近の能登半島地震、新潟県中越沖地震など計20回にわたり出動した実績がある。

発生が懸念される主な大規模地震



・切迫性が指摘されている東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等においては、応援部隊も限られることから、被害を最小限に抑えるためには、緊急消防援助隊の機動力が一層重要となる。

・しかしながら、現行の消防組織法には、市町村の区域を越えて出動する場合など、複数の被災市町村にまた

がる広域的な部隊配備の調整に関しては明示的な規定が設けられていない。なお、平成16年新潟・福島豪雨災害、平成16年新潟県中越地震災害において、市町村をまたぐ緊急消防援助隊の移動が行われたが、これに関する権限の所在は明確ではなかった。

(2) 消防庁長官による出動指示の要件

・活断層等により発生する強い地震が、日本全国のほどこでも起こり得ると指摘されており、また、その中には、一の都道府県内において局地的に甚大な被害が発生すると想定されているものもある。

・しかしながら、現状の仕組みでは、大規模地震であっても、被害が二以上の都道府県に、またがらない限り、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動を指示することができない。

3. 広域消防応援制度を充実させるための方策

(1) 緊急消防援助隊の機動力の強化

<都道府県知事による緊急消防援助隊の部隊配備>

・都道府県知事は、都道府県内の広域的な

緊急消防援助隊の部隊配備（移動）が必要な場合

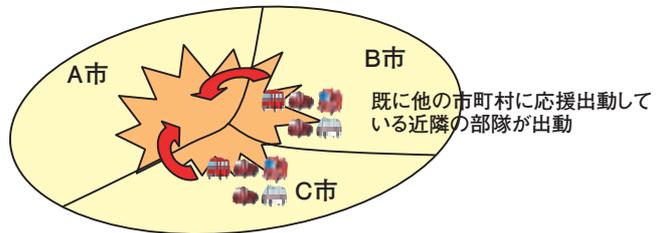
1 新たな部隊投入に時間を要する場合

新たな部隊の投入は、被災地到着まで時間を要する



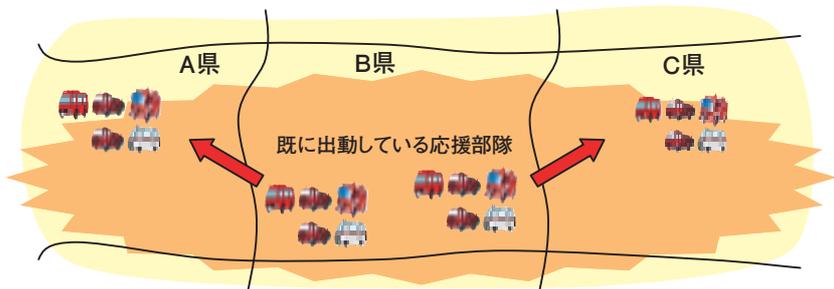
既に他の被災地に応援出動している近隣の部隊が迅速に出動

2 市街地が連たんした複数市町村が被災した場合



既に他の市町村に応援出動している近隣の部隊が出動

3 東海地震等の大規模災害が発生時にした場合 (応援部隊が不足し新たな部隊の投入が不可能)



平成19年(2007年)能登半島地震の被災地へ向かう緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の機動力の強化(案)

災害対応責任を有し、かつ、当該都道府県内の災害状況を詳細に把握することができる。

- ・都道府県知事が、既に他都道府県から出動し活動中の緊急消防援助隊を、別の被災市町村に迅速・的確に部隊配備するための法律上の仕組みを検討することが必要である（都道府県をまたぐ部隊配備の主体は消防庁長官とする）。

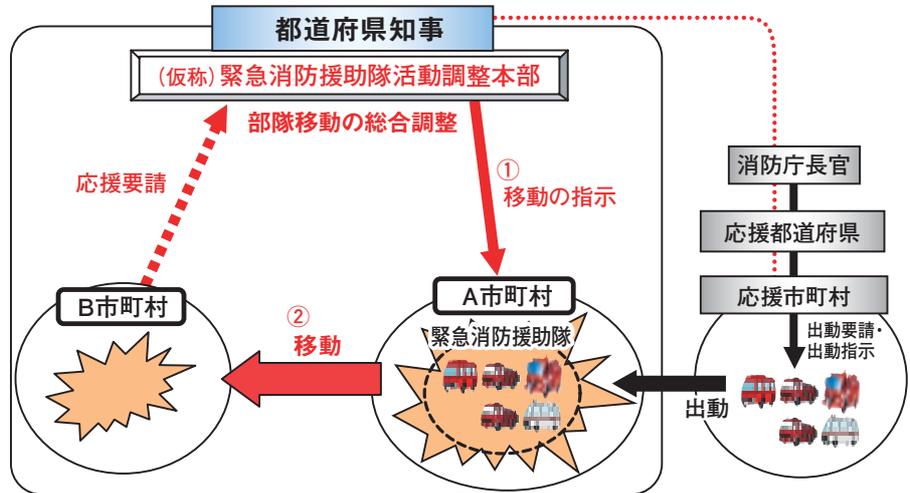
※ここでいう部隊配備とは、市町村をまたがって部隊を移動させることであり、移動後は受援市町村長の指揮の下に行動・部隊配備の手続きの検討に当たっては、次の①～⑤とすることが適切である。

- ① 市町村長の指揮権との調整を図ること
- ② 現場活動中の消防職員が混乱しないように明確なものとする
- ③ 迅速な部隊配備ができる仕組みとすること
- ④ 応援市町村長の意見が反映できる仕組みとすること
- ⑤ 都道府県内の市町村をまたぐ部隊配備と都道府県をまたぐ部隊配備では、移動に伴う隊員の負担等も異なることから、それらを踏まえ、異なった仕組みとすること

＜都道府県知事の部隊配備を迅速かつ円滑に行う組織のあり方＞

- ・活動箇所が重複しないようにするなど、緊急消防援助隊が効率的に人命救助活動等を行うためには、緊急消防援助隊と被災市町村の消防本部・県内応援消防本部の間の活動の調整や、関係機関との情報交換などを行う組織を設ける必要がある。

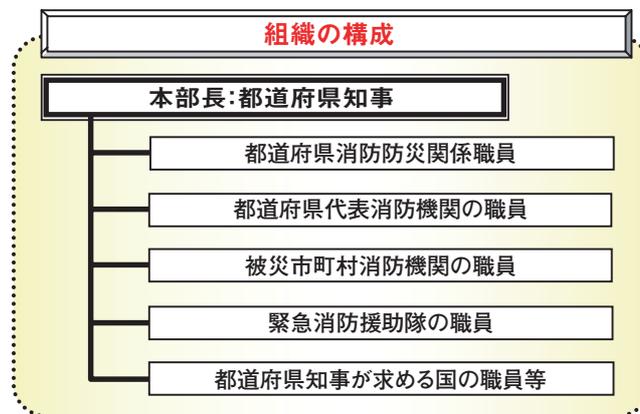
＜都道府県知事による県内の部隊移動＞



※ なお、都道府県をまたぐ移動は消防庁長官が指示

＜(仮称) 緊急消防援助隊活動調整本部＞

調整本部は、緊急消防援助隊とその他の消防機関との活動の調整、関係機関との連絡調整などを行い、知事の的確な判断を助ける。



- ・この組織の長は、緊急消防援助隊の活動を広域的に調整する必要があることから、都道府県知事とすることが適当である。また、組織の構成員は、消防関係者の実務的な調整が重要であることから、都道府県代表消防機関、被災市町村消防職員及び指揮支援部隊長を構成員とすることが適当である。

(2) 消防庁長官による出動指示の要件の緩和

- ・自然災害の被害の及ぶ範囲が一の都道府県に限られる場合にも、消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示できるようにするため、出動指示の要件を緩和することが必要である。

「予防行政のあり方に関する検討会」における「予防行政のあり方について(中間報告)」の取りまとめ

予防課

消防庁では、防火対象物の大規模化・高層化や社会情勢の変化等を踏まえ、予防行政について制度全般を検討することを目的として、平成18年7月から「予防行政のあり方に関する検討会」を設置し、幅広く検討を行っているところです。

本検討会における平成18年12月の中間報告後の取組として、平成19年6月に公布した改正消防法への

対応及び最近の重大火災への対応を図るため、大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン、宝塚市カラオケボックス火災や渋谷区温泉施設爆発火災を踏まえた必要な安全対策について検討し、平成19年12月に2回目の中間報告として取りまとめました。以下、その概要について説明します。

大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン

～ 災害想定に基づいた消防計画の作成 ～

1 ガイドラインの目的

改正消防法に基づく事業所における大規模地震等に対応した自衛消防力の確保が実効的なものとなるよう、事業所が作成する消防計画について、作成手順や盛り込むべき内容等をガイドラインとして示すことにより、その内容の充実を図るもの。

2 ガイドラインの内容

■作成手順等

- 一定の規模の地震(少なくとも震度6強程度の地震)の発生を想定し、これによる当該事業所における被害態様を評価し、その結果に基づいて必要な応急対策や実施体制を整理・検討して消防計画に盛り込む。
- 消防計画に基づく訓練の結果等を踏まえ、定期的に見直しを行う仕組み(PDCAサイクル)を導入する。

■盛り込むべき内容

- 地震発生時の応急対策
 - ・ 強い揺れに対する即時の安全行動とパニック防止
 - ・ 防火対象物全体における被災状況の確認とこれに即した活動方針の決定
 - ・ 落下物・転倒物や閉じ込め等に伴う被災者の救出・救護
 - ・ 出火した場合の迅速な初期消火
 - ・ 避難施設や消防用設備等の損壊・機能停止への対応
 - ・ 停電、断水、通信障害、交通障害等への対応
 - ・ 万一に備えた円滑な全館避難

○ 今後、以下のとおり充実強化していく予定

- 各種業態の特性に応じた応急対策等の追加
- 新たな知見や研究成果に基づいた災害想定手法、応急対策及び訓練手法等の追加

大規模地震等に対応した自衛消防力の確保については、平成18年12月の中間報告で、多数の者が利用する大規模・高層の建築物等における消防計画の作成と自衛消防組織の設置についての提言がなされ、この提言を踏まえた消防審議会の答申を受けて、平成19年6月に消防法の一部改正が行われたところです。

この法案の衆議院及び参議院それぞれの審議において、「事業所の行う防災管理が地震対策の新技术等を踏まえた実効的なものとなるよう、防災管理者等に

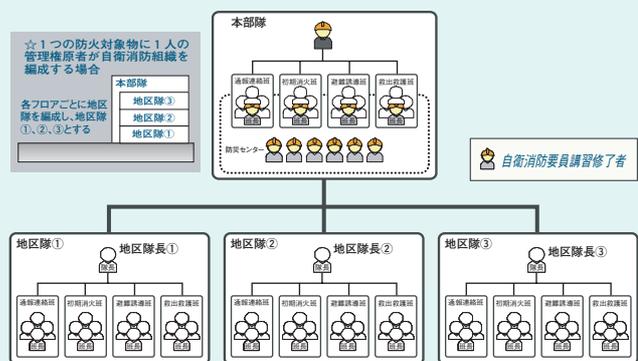
対する講習内容の充実とともに、ガイドラインの作成や情報提供等を行うこと」との附帯決議がなされています。

これを受けて、「予防行政のあり方に関する検討会」では、消防計画作成ガイドライン等検討WGを設置して引き続き検討を行い、今回の中間報告において「消防計画作成ガイドライン」を取りまとめたところです。

なお、本ガイドラインは、今後、消防機関等に通知される予定です。

適切な体制の構築

自衛消防組織の編成



宝塚市カラオケボックス火災を踏まえた防火安全対策

平成19年1月に発生した宝塚市カラオケボックス火災を踏まえ、消防庁では所轄消防機関と連携して火災原因調査を行うとともに、全国の消防機関を通じてカラオケボックスの防火安全対策に関する再点検と是正状況のフォローアップ、過去における火災事例の調査・分析等を実施してきたところです。

本検討会では、これらの状況を踏まえつつ、同様の被害を防止する観点から、カラオケボックス等の防火安全対策について、現状と課題を整理し、対応の考え方を取りまとめました。

現状と課題

平成19年1月20日 宝塚市カラオケボックス火災
(死者3人 負傷者5人)
(建物概要:鉄骨造(地上2階建) 延べ面積218.14㎡)
防音構造の個室が密集した施設形態であること、自動火災警報設備が設置されていないこと等から、火災発生に気付くのが遅れた利用者が被災

<制度的な課題>

カラオケボックスは、火災に気付きにくく、潜在的に逃げ遅れによる人命への危険性が大きい。小規模なカラオケボックスには自動火災報知設備の設置が義務付けられていない。

※現行基準:カラオケボックス等の遊技場に対しては、原則として延べ面積300㎡以上(地階・無窓階では床面積100㎡以上)の場合のみ、自動火災報知設備の設置が義務付け

<営業中のカラオケボックス等における課題>

全国のカラオケボックスに関する防火安全上の再点検の結果、管理面を中心に不備が多く見られるところ。

<予防業務の実施体制上の課題>

消防機関が実地に立入検査等を実施することができる範囲には限界がある現状

対応の考え方

カラオケボックス等における安全確保のため、次の措置を講ずることが必要

1 カラオケボックス等の危険性に応じた防火安全対策の確保

○すべてのカラオケボックス等*(既存を含む。)に対する自動火災報知設備の設置の義務付け

*カラオケボックス等:カラオケボックス及び同様の危険性を有する複合カフェ(いわゆるネットカフェ、漫画喫茶等)

・出火防止の徹底

2 営業中のカラオケボックス等における安全確保

・カラオケボックス等の事業者による自主的な取組の促進
・消防機関による違反是正の徹底

3 予防業務の実施体制の充実

・消防の広域化等による立入検査・違反是正の体制強化
・立入検査の戦略的な実施等
・地域の実情に応じた総合的な取組の推進

渋谷区温泉施設爆発火災を踏まえた可燃性天然ガス対策

平成19年6月に発生した渋谷区温泉施設爆発火災を踏まえ、消防庁では所轄消防機関と連携して火災原因調査を行うとともに、全国の消防機関を通じて温泉採取場所における安全対策の実態調査、過去における可燃性天然ガスに起因する火災の実態調査等を実施してきたところです。

また、関係省庁により「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策関係省庁連絡会議」(消防庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)が設置されるとともに、温泉法を所管する環境省において「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」が設置され、相互に連携を図りながら検討を進めてきました。

本検討会では、これらの状況を踏まえつつ、同様

現状と課題

平成19年6月19日 渋谷区温泉施設爆発火災
(死者3人 負傷者8人)
(建物概要:耐火造(地上1階地下1階建) 延べ面積153.71㎡)
温泉採取に伴い生じた可能性天然ガスに起因して爆発火災が発生し、ガス漏れに気付かず同じ建物内にいた従業員等が被災

<制度的な課題>

温泉採取に伴い発生する可能性天然ガスへの安全対策は、現行の消防法令において規定されていない。

※現行基準:可能性ガス対策として規定されているガス漏れ火災警報設備は、延べ面積1,000㎡以上の地下街や多数の者が出入りする地階などに対してのみ設置が義務付け

<営業中の温泉施設における課題>

温泉採取に伴い発生する可能性天然ガスの火災危険性は温泉施設の関係者に必ずしも認識されておらず、十分な安全対策が講じられているとは言い難い状況

対応の考え方

温泉採取に伴い発生する可燃性天然ガスに対する安全確保のため、次の措置を講ずることが必要

1 温泉施設における可燃性天然ガス対策の確保

○温泉施設に対するガス漏れ火災警報設備の設置の義務付け

→ 対象:可燃性天然ガスにより火災の発生のおそれのある温泉採取設備が、屋内に設けられている有人の温泉施設(既存を含む。)

・このほか、屋内における可能性ガス対策として、滞留防止、着火防止、安全管理上必要な監視・制御、応急活動体制の確保等

2 温泉事業者による自主的な取組の促進

・温泉施設を営む者の責務として、自ら対策を実施
・可燃性天然ガスの危険性や安全対策の必要性等を周知徹底

3 関係行政機関による安全対策の推進

・消防機関による消防法令上の届出・検査等を通じた対策の徹底
・温泉担当部局をはじめ関連部局との緊密な連携

の被害を防止する観点から、温泉採取場所等の可燃性天然ガス対策について、現状と課題を整理し、対応の考え方を取りまとめました。

危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会の中間報告について

危険物保安室

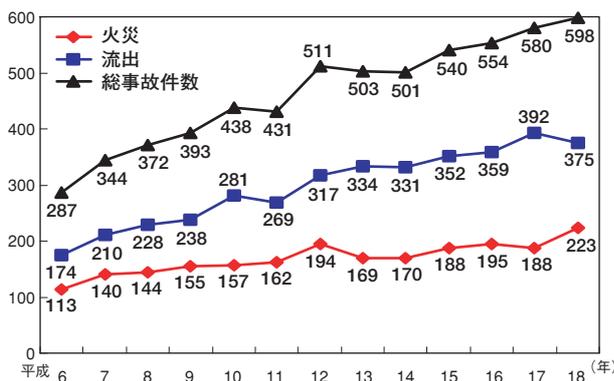
1. 背景

近年、危険物施設（指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所）における火災及び危険物の流出事故件数は、一貫して増加傾向にあります。また、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震発生への切迫性が指摘されており、地震時に危険物施設における災害発生が懸念され、危険物施設の更なる安全対策が急務となっています。

消防庁では、危険物施設における保安レベルの向上を図るとともに、多発する危険物施設における事故原因の究明を推進し、地震時等における被害軽減や事故防止など保安の充実につなげていくことを目的として、平成19年7月より「危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会（座長：平野敏右 千葉科学大学学長）」を発足させ、以下の3点について検討を行い、中間報告として取りまとめました。

- ①危険物施設の事故防止対策のあり方について
- ②危険物施設の休止制度について
- ③自主保安の推進方策について

危険物施設の事故件数の推移



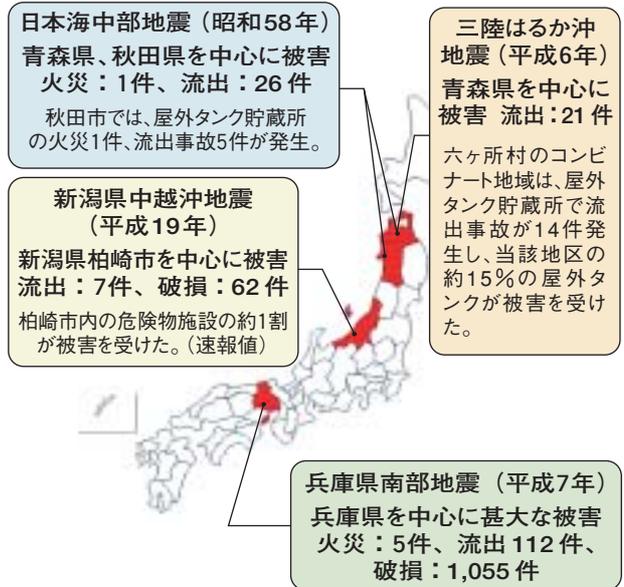
2. 危険物施設の事故防止対策のあり方について

1) 現状と課題

危険物施設における危険物の流出事故は、平成6年まで減少傾向を示していましたが、この年を境に増加傾向に転じ、平成18年中に発生した流出事故件数は、平成6年の約2.2倍となっています。こうした危

険物施設における事故が発生する原因として、腐食等劣化によるものが流出事故全体の3割強を占めています。このように危険物施設の劣化が進む中、切迫性が指摘されている大規模地震が発生した場合には、危険物施設から危険物が流出する事故が起こり、さらにはそれに起因する大火災や大爆発が発生する可能性が高まるといえます。

地震による危険物施設の事故発生状況



2) 危険物流出等の事故原因の調査体制の現状

危険物施設における事故防止対策の第一歩は、それぞれの事故原因を精確に調査し、その結果を踏まえて、危険物施設の技術基準の見直しや施設点検技術の向上などの確実な事故防止対策につなげることで。しかし、現行の消防法では、消防機関による火災原因調査の制度はあるものの、火災に至らない危険物施設における危険物の流出、危険物施設の破損等の事故（以下「危険物流出等の事故」という。）に対する原因調査の制度は十分でないことや調査マニュアルの未整備、消防学校における教育の未実施などもあり、効果的な原因調査を行うことが困難な状況にあります。

3) 危険物流出等の事故原因の調査体制の充実方策の考え方

危険物流出等の事故原因を効果的・効率的に究明できるように火災原因調査制度を参考にした調査制度を整備するとともに事故調査マニュアルを整備し、これを活用した教育カリキュラムの充実を図ることの必要性を案として取りまとめました。

3. 危険物施設の休止制度について

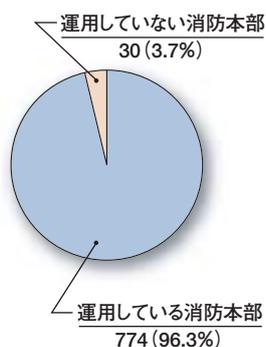
1) 現状と課題

危険物施設の休止制度については、大部分の消防本部で運用されていますが、休止に係る事務手続き

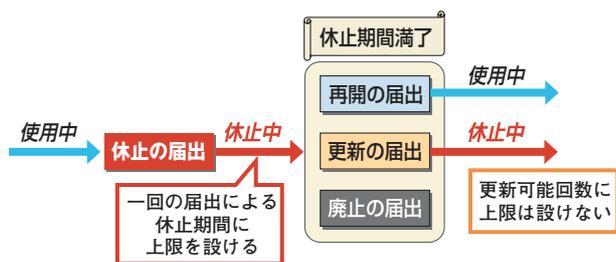
消防本部における休止制度の運用実態に係るアンケート調査結果(概要)

- 危険物施設の許認可事務を行っている消防本部数: 804
- 休止制度を運用している消防本部数: 774
- 現在休止状態にある危険物施設数(推定): 約1万
- 屋外タンク貯蔵所、給油取扱所、地下タンク貯蔵所の休止が多い

休止制度の運用の有無



休止制度に係る手続等(案)



休止の届出
次の要件を確認する。
○休止の定義に合致していること。
○休止中の保安上の措置が講じられていること。
○休止中に講ずべき保安上の措置が記載された予防規定が認可されていること。
必要に応じて立入検査を実施

更新の届出
次の要件を確認する。
○休止の定義に合致していること。
○休止中の保安上の措置が講じられていること。
○休止中の定期点検結果(猶予されている部分を除く)が技術上の基準に適合していること。
必要に応じて立入検査を実施

再開の届出
次の要件を確認する。
○猶予されていた保安検査を受検し、その結果が技術上の基準に適合していること。
○定期点検結果が技術上の基準に適合していること(猶予されていた点検項目を含む)。
必要に応じて立入検査を実施

や休止中の保安のための維持・管理要件、再開時の保安上の要件が消防本部により様々であり、統一的指導が行われていないのが現状です。

2) 休止制度の考え方

休止状態にある危険物施設に対する合理的、統一的な維持・管理要件の下で、危険物施設の休止中における維持・管理に係る義務の合理化を図るとともに、再開時における保安水準を一定以上確保するために、危険物施設の休止を法令上の制度とする必要性を案として取りまとめました。

4. 自主保安の推進方策について

1) 現状と課題

危険物施設を有する事業所の自主保安の推進については、認定事業所制度*を活用した取組が行われていますが、認定事業所制度を活用している事業所数は16にとどまっています。

また、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂、平成18年3月)において、自主検査が可能となる認定制度・基準・事後措置について安全の確保を前提に検討を行うことが閣議決定されています。

*市町村長等が、認定した事業所の自主検査結果を活用して完成検査又は完成検査前検査を実施する仕組み

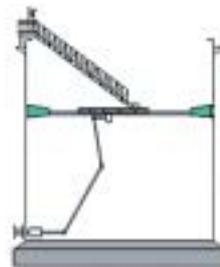
2) 自主保安の推進方策の考え方

認定事業所制度を活用し、自主保安の推進を行うための措置として、完成検査済証交付の迅速化(原則、即日交付)及び認定事業所制度における変更工事種別の拡大について案として取りまとめました。

変更工事の種別の拡大(案)

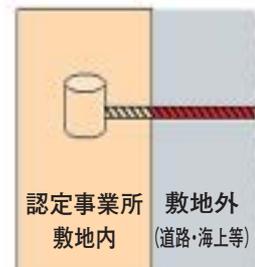
認定事業所が実施する次の変更工事(完成検査)

① 特定屋外貯蔵タンクの本体に係る変更工事



特定屋外貯蔵タンクの本体
※特定屋外貯蔵タンク以外の容量1,000キロリットル以上のタンクの本体の工事は含まない。

② 移送取扱所に係る変更工事



製造所等
認定事業所制度対象(従来部分)
認定事業所制度対象(拡大部分)
移送取扱所

平成20年度広報テーマ

総務課

火災をはじめ、各種災害の発生を防止するとともに、その被害を最小限に食い止めるためには、国民一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え、行動することが強く望まれます。

消防庁では、国民の安心・安全を維持向上させていくため、消防防災・危機管理体制の充実強化、地域における消防防災力の向上を図ることを目的とし、積極的に広報活動を展開することとしています。

詳しくは、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) をご覧ください。

年間広報重点テーマ

広報テーマ	要 旨
消防体制の広域化等の総合的な推進	規模の小さな市町村の消防本部においては、様々な災害等に対応していく上では、出動体制、保有車両の種類、専門的な職員の確保等に限界があることが指摘されており、これを克服するため、消防庁では、消防組織法の改正等を行い、市町村の消防の広域化を推進していくこととした。このような市町村の消防の広域化の趣旨や今後の目指すべき方向について、市町村長や消防職員はもとより、国民に広く理解していただけるよう広報する。
消防団活動に対する理解と協力の促進	消防団は、火災はもとより、地震や風水害等の大規模災害や有事における国民保護の必要性から、地域住民の安心・安全を確保するため欠かせない組織であるとともに、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしているが、団員数の減少、高齢化、被雇用者化等の課題に直面している。消防団の充実強化・活性化を推進していくためには、消防団活動に対する地域住民や被雇用者団員を抱える事業所等の理解と協力を得ることが不可欠である。このことから、事業所の協力を通じて地域防災体制の一層の充実強化を図る「消防団協力事業所表示制度」や、特定の役割・活動を行う「機能別団員・分団」等の新たな制度について普及促進を図るとともに、消防団入団促進パンフレット及び消防団メールマガジンや消防団ホームページ等を活用して、消防団の果たす役割の重要性を啓発し、特に青年層・女性層に対して、地域を災害から守るための消防団活動への積極的な参加を呼びかけ、全国レベルで総団員数約100万人以上、うち女性団員約10万人以上の確保を図ることを周知する。
防火対象物の防火安全対策の徹底	グループホーム、カラオケボックス、温泉施設等の小規模防火対象物に係る防火安全対策について、制度改正を踏まえ、小規模施設に特徴的な危険要因と安全対策の推進を周知するとともに、法令基準の適合確保のため違反是正に対する意識啓発を図るため、消防機関及び施設関係者等に広く広報する。また、防火管理体制の一層の充実を図るため、平成15年10月から施行された「防火対象物定期点検報告制度」の定着化と制度に基づく防火セイフティマーク（防火優良認定証、防火基準点検済証）の表示の意義を広く施設関係者及び国民に広報する。さらに、大規模・高層の民間事業所における自衛消防力の確保について、消防法改正を踏まえ、施設関係者及び国民に広報する。
防災拠点の耐震化の推進	大規模地震時において、的確に災害応急対応を実施するためには、市町村等の庁舎、消防署をはじめ、避難所となる学校施設など、防災拠点となる公共施設等の耐震化を強力に推進する必要がある。しかし、平成18年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震率は、59.6%であることから、消防庁では、「公共施設等耐震化事業」の積極的活用を図るとともに、平成19年度からの5年間で耐震診断率を100%にすることを目指し、診断に要する経費について地方交付税措置を講じる（平成18年度末の耐震診断率55.1%）。さらに、耐震診断・改修工事の効果的な実施手法や事例を紹介する「耐震化促進ナビ」を作成し、公表することにより、地方公共団体の早急かつ計画的な耐震化促進を図っている。
緊急消防援助隊の充実と機動力の強化	緊急消防援助隊は、平成16年4月の法制化後、新潟県中越地震をはじめ、豪雨災害、平成17年はJR西日本福知山線列車事故、さらに平成19年は能登半島地震や新潟県中越沖地震などの10災害に出動し、迅速な救助活動等に活躍した。基本計画に基づき、緊急消防援助隊登録部隊数を4000隊規模に向けた取組を、引き続き推進するとともに、装備の充実を図り、また、指揮・連携活動能力を向上させるため、関係機関と連携したより実戦的な地域ブロック合同訓練を引き続き実施し、国民の生命、身体及び財産を守る広域消防応援制度の要として、全国の消防本部等の協力を得ながら行っている計画的な充実強化の取組や、さらに、東海地震等の著しい被害が想定される大規模地震災害における一層効果的な部隊運用を図るため、被災市町村をまたがる部隊移動を迅速に行うなど、部隊配備を総合的に調整する仕組み等についての検討など、緊急消防援助隊に関する消防庁の取組について、国民の理解を得るための広報を行う。
国民保護法制の普及啓発	国民保護は平成17年度に都道府県、平成18年度にはほとんどの市町村において国民保護計画が作成され、組織・体制の整備から運用の段階に入っている。このため、国民保護計画の実効性を高めるために必要な国民保護訓練を実施・促進し、住民や地方公共団体職員に対し国民保護の仕組みや大切さの普及啓発を図る。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報の提供や、安否情報システムの運用が開始されることから、これらのシステムについて住民や地方公共団体職員などに対し広報する。
救急需要対策の推進	救急出場件数は、年々増加し、平成18年中は524万件に達している。過去10年の救急出場件数の増加率は、約55.3%であるのに比し、救急隊数の増加は約8.1%にとどまっている。このため、救急隊1隊当たりの出場件数が増加傾向にあり、救急隊の現場到着所要時間は遅延傾向にある。今後も高齢化や住民意識の変化等により救急出場件数の増加が懸念されており、増加する救急需要への対応が喫緊の課題となっていることから、消防庁では、平成17年度には、民間活用に関する検討会及び救急需要対策に関する検討会を、平成18年度には、救急業務におけるトリアージに関する検討会を開催し、救急需要対策に関して新たな視点を取り入れつつ総合的な検討を行った。また、現在、このような状況に対応し、各消防本部では、市民への情報提

	<p>供サービスの充実が図られ、救急車の適正利用の普及促進が進められており、消防庁においても、政府広報活動の一環として国民への普及啓発活動を推進しているところである。今後、各種検討会の結果等を踏まえ、各地域において適切な救急需要対策が図られるよう推進していく。</p>
住宅防火対策の推進—住宅用火災警報器等設置の推進—	<p>平成18年中の住宅火災による死者数は1,187人で、平成15年から平成18年まで住宅火災による死者数は、4年連続して1,000人を超えることとなった。また、住宅火災による死者数は、建物火災による死者数の約9割を占め、特に、65歳以上の高齢者がその過半を占めており、今後、高齢化の進展とともに、さらに住宅火災による死者が増加するおそれがある。こうした状況を踏まえ、平成18年6月には住宅用火災警報器等の設置及び維持を義務付ける改正消防法が施行されたところである。既存住宅については、市町村条例で定める日までに設置することとされているが、義務付けの適用を待つまでもなく早期に設置することが重要であること、また、平成20年は420市町村で義務付けが適用されることから、消防機関と消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した普及啓発活動により、住宅用火災警報器等の早期設置を促進していく。また、住宅火災の被害の軽減を図るため、エプロン、寝具類、カーテン等に防災品を使用することの有効性についても住宅用火災警報器等とともに広報する。</p>
地域における消防防災力の強化—地域安心安全ステーションの整備—	<p>地域の防災力の強化には、地域に存在する様々なコミュニティ等の活用が重要である。また、国民の安心・安全な生活の実現のためには、これまで地域社会の安全に貢献してきた自主防災組織など地域のコミュニティ組織をベースとした、防災・防犯体制の強化を図ることが重要であり、さらに市町村・消防・警察以外の機関とも連携の上、取り組む必要がある。そのため、防災・防犯活動を行い、様々な地域の課題に取り組む拠点として「地域安心安全ステーション」を整備し、モデル事業を実施、展開しており、この活動を全国に定着・展開させるため普及・啓発を図る。</p>
災害時要援護者対策の推進	<p>大規模災害、特に豪雨や台風による風水害では、高齢者等の災害時要援護者の被害が大きく、高齢者等に配慮した警報伝達や避難誘導体制の確立が重要である。消防庁では、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有や災害時要援護者の避難支援計画の具体化等を内容とする「災害時要援護者避難支援プラン」作成を推進するとともに、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を広く国民に周知する。</p>
地震、風水害、火山災害、雪害に関する防災知識の普及啓発及び災害緊急情報伝達・収集ネットワークの構築	<p>地震、風水害、火山災害、雪害による被害を最小限に止めるため、災害に対しての日ごろからの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発する。特に、風水害においては、近年多発する集中豪雨や台風による洪水、土砂災害、高潮等に伴う予警報や避難勧告、地震においては、津波警報・注意報、警戒宣言等が発令された場合における対処方法など、早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及啓発を図る。消防庁では、災害や緊急事態が発生した際には、一刻も早い情報の伝達や収集が極めて重要であるとの認識から、災害等の情報をいち早く伝え、また、初動時の情報収集をより迅速にする災害緊急情報伝達・収集ネットワークの構築に努めることとしている。</p>
住民等による自発的防災活動の推進	<p>地震、風水害等の災害から身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が主体的に防災まちづくりに取り組み、災害時には地域ぐるみで対処することが必要である。このため、住民自らによるより効果的かつ実践的な防災訓練の実施と積極的な訓練への参加、住民の手による様々な防災まちづくり活動への参加を呼びかける。また、事業所等に対し、自らの防災体制の強化を推進すると同時に、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に積極的に貢献するよう呼びかける。これらに加えて、家庭内や地域で学習できるインターネットを通じたe-カレッジの活用による防災教育訓練の普及を図る。</p>
放火火災予防対策の推進	<p>放火による火災は、平成9年以降、10年連続して出火原因の第1位となっている。放火の危険から地域社会を守るためには、消防機関をはじめ、住民、事業所、関係機関等が一体となって放火されにくい地域環境を作り出すことが重要である。このため、消防庁では、「放火火災防止戦略プラン」に基づく地域等の戦略プランの評価シートの収集・分析並びにプランの改定及び放火危険度データベースの開発を進め、地域による科学的な「放火されない環境づくり」の取組を一層推進していく。あわせて、放火火災に対する注意を喚起し、放火火災の実態や予防対策を広く国民に広報する。</p>
産業施設の防災対策の推進	<p>我が国における火災、漏えい等の危険物事故は増加の一途をたどっており、平成18年中における事故発生件数は、過去最悪を更新している。原因としては、施設・設備の老朽化や、不適切な管理等が挙げられることから、消防庁においては、危険物施設の事故防止対策のあり方について検討を進めてきたところであり、また、「危険物事故防止アクションプラン」に基づき、官民一体となった総合的な事故防止対策を推進し、地震、津波や洪水による浸水等に対する危険物施設の安全対策の検討に取り組んでいる。また、危険物施設の腐食・劣化に関する評価手法の開発等による保守管理の推進や科学技術の進歩に伴い開発される新規危険性物質の早期把握及び危険性評価に努め、潜在的な危険要因に応じた安全対策等の事故防止対策を推進しているところである。これらの取組とその成果について、国民・事業者にも周知するとともに、危険物事故防止について、広く国民に広報する。</p>
救急救命士の処置範囲の拡大	<p>心肺停止傷病者の救命率を一層向上させるため、救急救命士の処置範囲の拡大が行われている。除細動については、平成15年4月から医師の具体的な指示なしでの実施が可能となり、気管挿管については、平成16年7月から準備の整った地域から順次開始されている。また、薬剤投与についても、平成18年4月から使用が開始されたところである。このような救急救命士の処置範囲の拡大による救急業務の高度化について周知啓発を行い、国民の救急業務に対する理解と協力を得る。</p>
住民に対する応急手当の普及啓発	<p>救急隊の要請から現場に到着するまでの時間は、平成18年中の平均で6.6分である。その間、傷病者に対して現場に居合わせた一般市民による応急手当が確実に実施され、「救命の連鎖」がつながれば、救命効果の向上が図られる。また、平成16年7月からは非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められた。さらに、消防庁としては、平成18年8月、日本版救急蘇生ガイドラインを踏まえた新しい一次救命処置等を示した。今後、全国的に心肺蘇生法や自動体外式除細動器（AED）の使用法が変わることから、住民自らが自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当を行うことの重要性を積極的に広報するとともに、消防機関等が行う応急手当の講習会等に進んで参加するよう呼びかける。</p>
セルフスタンドにおける安全対策の推進	<p>顧客自らに給油等をさせる給油取扱所、いわゆるセルフスタンドは増加を続けており、現在では全ガソリンスタンドの14%を占めるまでになっているが、機器の操作、危険物の取扱い等に慣れていない顧客が給油等を行うことから、静電気による火災や吹きこぼれ等の事故が発生している。これらの事故は、一歩間違えば重大な人身事故につながるおそれがあることから、国民の理解をより一層深めるために、セルフスタンドにおける適切な給油方法や安全対策について広く国民に広報する。</p>

「消防団員入団促進キャンペーン」イベントの開催

防災課

1. 「消防団員入団促進キャンペーン」イベントの開催

消防庁では、自治体消防制度60周年を記念して、消防応援団【代表世話人・大沢啓二さん（元プロ野球監督）】をはじめ関係団体の協力を得て、「消防団員入団促進キャンペーン」イベントを開催しました。

このイベントは、消防団員の退団が増加する年度末においては、新たな消防団員を確保する必要性が特に高いことを踏まえ、一層の入団促進を図るため、関係団体が協力して消防団の重要性を広く国民に呼びかけるもの

です。

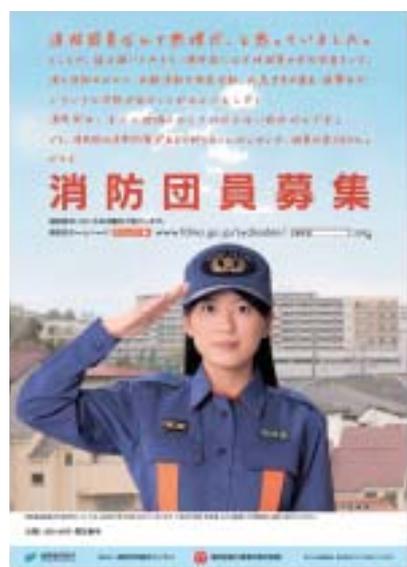
会場には消防関係者や報道関係者が多数来場し、谷口隆義総務副大臣の主催者あいさつによりイベントがスタートし、漫画家の松本零士さんによる全国消防イメージキャラクター「消太^{しょうた}」のお披露目、平成19年度の消防団PRビデオ、ポスター等に出演協力していただいた賀集利樹さん（俳優）、甲斐麻美さん（女優）への感謝状の授与、荒木慶司消防庁長官からの総務省消防庁消防団協力事業所表示証（ゴールドマーク）の交付などを行いました。

【イベントの概要】

1. 日 時 平成20年1月28日(月) 午後1時30分から
2. 場 所 ニッショーホール（東京都港区虎ノ門二丁目9番16号）
3. 共 催 消防庁及び財団法人日本消防協会
4. 後 援 全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国消防長会
5. 内 容
 - あいさつ
 - 全国消防イメージキャラクター「消太^{しょうた}」のお披露目、受賞者の抽選【松本零士さん】
 - 感謝状授与式【賀集利樹さん、甲斐麻美さん】
 - 総務省消防庁消防団協力事業所表示証（ゴールドマーク）交付式
 - 消防応援団世話人の激励メッセージ【大沢啓二さん】
 - フォトセッション
 - 映画「ありがとう」の上映



平成19年度 消防団員入団促進DVD
（賀集利樹さん）



平成19年度 消防団員入団促進ポスター
（甲斐麻美さん）

2. 総務省消防庁消防団協力事業所表示証（ゴールドマーク）の交付

消防庁では、消防団員の確保に協力したり、従業員の消防団活動への配慮を行っている事業所等に対して、消防団への協力の証として表示証を交付し、社会貢献を賞揚する「消防団協力事業所表示制度」を推進しています。

今年度は、昨年度より2事業所増の4事業所に「総務省消防庁消防団協力事業所表示証（ゴールドマーク）」を

交付しました。各事業所は、長年にわたり多くの消防団員を雇用し、勤務者である消防団員の災害出動時の活動環境や処遇に積極的に配慮し、災害時には事業所が所有する資機材等を消防団に提供するなど、地域防災に深い理解を示す、地元に着した特に優良な事業所として認められたものです。

今回の表示証（ゴールドマーク）は、片山虎之助財団法人日本消防協会会長、大沢啓二さん、賀集利樹さん、甲斐麻美さんから手渡されました。



総務省消防庁消防団協力事業所表示証（ゴールドマーク）の交付

《交付事業所》

株式会社 秩父富士（埼玉県）、電気化学工業株式会社 青海工場（新潟県）
日本精蠟株式会社 徳山工場（山口県）、医療法人 医和基会（福岡県）



「消防団員100万人めざして頑張ろう！」

第12回防災まちづくり大賞表彰式の開催

防災課

第12回防災まちづくり大賞表彰式が、去る1月29日(火)に虎ノ門パストラルホテルにおいて行われ、各受賞団体に表彰状及び副賞が授与されました。

防災まちづくり大賞は、阪神・淡路大震災を契機に、平成8年度から開催されているもので、毎年7月から9月にかけて各都道府県による推薦あるいは各活動団体からの自薦により、地域のコミュニティや事業者等が行っている防災に関する様々な取組を応募していただき、特に優れた事例を表彰しているものです。

応募部門は、「一般部門」、「防災情報部門」、「住宅防火部門」の3部門があり、今回は全国から142事例(一般部門110事例、防災情報部門10事例、住宅防火部門22事例)の応募がありました。

その中から、^{だいにとしどおり}大日通周辺地区まちづくりを考える会(兵庫県)、震災・学校支援チーム(EARTH)(兵庫県)、株式会社エフエム徳島(徳島県)の総務大臣賞3事例をはじめ、消防庁長官賞5事例、消防科学総合センター理事長賞6事例、住宅防火対策普及奨励賞2事例が選ばれました。

部門名	一般部門	防災情報部門	住宅防火部門	合計
応募数	110	10	22	142
表彰名	総務大臣賞	2	—	3
	消防庁長官賞	3	1	5
	消防科学総合センター理事長賞	5	1	6
	住宅防火対策普及奨励賞	—	—	2
受賞団体総数	10	3	3	16

第12回防災まちづくり大賞 受賞団体一覧

受賞名	部門名	都道府県	団体名
総務大臣賞	一般部門	兵庫県	大日通周辺地区まちづくりを考える会
		兵庫県	震災・学校支援チーム(EARTH)
	防災情報部門	徳島県	株式会社エフエム徳島
消防庁長官賞	一般部門	北海道	北海道教育大学
		神奈川県	こども防災大学
		兵庫県	神戸学院大学 学際教育機構 防災・社会貢献ユニット
	防災情報部門	富山県	財団法人とやま国際センター
	住宅防火部門	岡山県	倉敷市女性防火クラブ連絡協議会
消防科学総合センター理事長賞	一般部門	福島県	富岡町消防団(第3分団)
		千葉県	浦安市西地区民生委員児童委員協議会
		高知県	桑敷自主防災組織
		福岡県	戸畑区市民防災会連合会
		大分県	大分市消防団賀来分団・大分市立賀来小中学校
	防災情報部門	新潟県	村松町自主防災会
住宅防火対策普及奨励賞	住宅防火部門	千葉県	千葉市宅地建物取引業協同組合
		石川県	金沢市婦人防火クラブ協議会

今年度の応募事例と賞に選ばれた事例の特徴として、次のような4点が挙げられます。

1点目に、都市部より地方団体の受賞が目立ち、過去に受賞歴がない大分県からも初めて受賞団体が選定されました。



二之湯智総務大臣政務官のあいさつ



総務大臣賞を受賞した大日通周辺地区まちづくりを考える会

2点目に、阪神・淡路大震災の被災地である兵庫県から3団体が受賞団体に選出されました。そのほかにも、兵庫県からは、被災地として取り組んでいる優良な事例を数多く応募いただきました。

3点目に、消防団員が全国的に減少傾向にある中、消防団の活動事例が2事例選出されました。ほかにも消防団の活躍事例が多く応募され、今後のますます活発な活動が期待されます。

4点目に大学や教育機関などの防災の取組が非常に多くありました。今回の受賞団体としても、震災・学校支援チーム (EARTH) や北海道教育大学、神戸学院大学 学際教育機構 防災・社会貢献ユニット、こども防災大学などがあり、学校教育における防災活動の手本になるものです。

消防庁では、今後も各種表彰や研修の実施、啓発資料の提供などを通じ、こうした地域の草の根の防災活動を支援することにより、地域での防災活動に積極的に取り組んでいただくとともに、来年度以降の防災まちづくり大賞に全国各地から多くの活動事例の応募をしていただきたいと考えています。

総務大臣賞受賞事例の紹介

【一般部門】

団体名：大日通周辺地区まちづくりを考える会 (兵庫県)
事例名：「防災と備えの絵本」の制作等地域防災力向上のための活動

概要：阪神・淡路大震災の教訓をもとに、背伸びをせず、手の届くところから活動を進め、8年前から取り組んできたことが現在も継続され、「継続」が「信頼」を生み、大きな力となって活動地域の防災力向上のために各種の活動に取り組んでいる事が評価されました。

震災体験から「当時役立ったこと」、「今後必要なこと」などのアンケートを実施し、地元のデザイナー学院の学生や神戸市の協力を得て、「絵本」を制作し、全国の自治体等に寄贈しました。

また、児童生徒等に伝えたいことを生徒手帳に入る大きさにし、「必ず役に立つ防災カード」として地域の児童生徒等に配布するなど、子どもたちに震災を改めて考えてもらい、将来につないでいくことを目的に「千羽鶴プロジェクト」を実施しています。

さらに、「宝島ネットワーク」と題して、本会の支援・連携48団体の得意分野を一括登録・管理し、各種イベント、防災訓練等を実施する際に、資機材・運搬車両の提供、人的負担、広報、救護、場所

の提供、ボランティアの受付窓口など、それぞれ得意分野で協力し、自給自足の自主運営できる体制づくりを進めています。

【一般部門】

団体名：震災・学校支援チーム (EARTH) (兵庫県)
事例名：震災・学校支援チーム (EARTH) - 災害により避難所となった学校の復興支援活動にあたる教職員の組織 - の活動

概要：阪神・淡路大震災の際、避難所となった学校では、多くのボランティアが活動し、兵庫県内外の教育関係者の支援は延べ8千人に及びました。こうした教訓をもとに、兵庫県教育委員会では、災害時に避難所となった学校の復興支援活動にあたる教職員組織として、震災・学校支援チーム「EARTH (Emergency And Rescue Team by school staff in Hyogo)」を平成12年に発足しました。

平成19年9月現在、構成員は148人で、心のケア班、学校教育班、避難所運営班、学校給食班、研究・企画班の5班編成で活動しています。

発足以来、被災した学校において、学校教育応急対策と教育活動の早期再開、児童生徒の心のケア、学校における避難所運営支援を主な内容として、県内外を問わず避難所となった学校の復興支援を行っている実績が評価されました。

【防災情報部門】

団体名：株式会社エフエム徳島 (徳島県)
事例名：地元ラジオ局の役割と取り組み～防災ハンドブックの発行を続けて～

概要：平成15年からこれまでに4回「防災ハンドブック」を無料配布してきました。一回限定の予定で「保存版」として小・中学校のほか徳島県民に配布したところ、予想外の反響に、多くの人がこのような冊子を求めていることを実感しました。その後、台風や土砂災害の内容を盛り込むほか、徳島県の地震動被害想定調査の結果や、ペットのための防災対策、県内各地の自主防災組織や企業の取組の紹介、防災訓練や応急手当の方法などを追加しました。

また、平成19年9月1日より、災害時の地域情報発信を目的に「防災ネットワーク」事業を立ち上げ、県内の教育委員会と連携し、県内公立小・中学校を対象に小中学校の被害状況を即座に災害放送として広報する「学校安否情報」の放送サービスをスタートさせるなど、情報発信を通じた被害軽減に役立つ取組が評価されました。

第16回全国救急隊員シンポジウムが静岡市で開催

救急企画室

「第16回全国救急隊員シンポジウム」が、財団法人救急振興財団と静岡市消防防災局との共催により、去る1月24日(木)と25日(金)の2日間にわたって、静岡市のグランシップにおいて開催されました。全国各地から救急隊員など約3,000人の参加がありました。

本シンポジウムは、全国の救急隊員等を対象として、実務的観点からの研究発表や意見交換、救急業務に関する研究発表や最新の医学知識等を学ぶ場を設け、我が国の救急業務の充実と発展に資することを目的とし、救急隊員相互の交流の場を提供するものです。救急救命士制度発足間もない平成4年度より毎年1回、救急振興財団と全国の政令市を中心とする各消防本部とで共同開催され、消防の救急業務の発展に寄与してきました。

○今回のシンポジウムの内容について

今回のシンポジウムは、「『ひと・愛』みんなの力を一つに～救命のリレー 今静岡から～」というメインテーマを掲げ、開催されました。

開会式終了後、特別講演として、「メディカルコントロール体制の現況と展望」というテーマで帝京平成大学の小林國男教授から、「救急医療は、プレホスピタルケアに係わる人たちの協力の下、救急隊員の質の向上を伴いつつ、多様化しながら発展しており、その中で救急隊員としても、メディカルコントロールの意義とその運用に通じておくことは極めて大切である」というお話がありました。

2日目の招待講演では、「災害時における危機管理」というテーマで拓殖大学海外事情研究所の森本敏所長から、災害現場の最前線で活躍する救急隊員が所属する消防本部が、防災関係機関として果たすべき役割及び危機管理のあり方を中心に、東海地震等への備えに関して、ご講演いただきました。

また、公開講座として「勇気を持って！

救命の第一走者に」というテーマで、シンポジウム初となる一般市民を対象とした救命講習が多数の参加を得て開催されました。

そのほかに、教育講演では「救急現場における接遇」、パネルディスカッションでは「ヘリコプターによる救急搬送～現状と課題～」が行われました。また、一般発表では「特異事案」等について、多くの消防職員が日ごろの研鑽を積み重ねた成果を発表しました。

参加者は、どの会場においても、熱のこもった講師の説明やパネリストの討論に熱心に聞き入っていました。

○地元関係者の熱心な取組

開催地である静岡市消防防災局のみならず、地元医師会等関係各機関の皆様が一致協力してシンポジウムを開催できたことは、まさにご尽力の賜物と言えます。富士山を臨む温暖な気候である静岡市で晴天にも恵まれ、大変盛大なシンポジウムとなりました。今後もこのシンポジウムが、救急業務の高度化推進の一翼を担うものとして、更なる発展をすることを期待しています。

なお、次回の「第17回全国救急隊員シンポジウム」は、平成21年1月29日(木)及び30日(金)の2日間、熊本県熊本市において開催される予定です。



第16回全国救急隊員シンポジウム

第54回文化財防火デーの実施

予防課

昭和24年1月26日、日本最古の壁画が描かれた法隆寺金堂が焼損し、その後も文化財の焼損が相次いだことから、消防庁と文化庁では、昭和30年に1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開してきました。

文化財は、私たちの祖先が今日まで残してくれた国民共通の貴重な財産であり、一度燃えてしまうと二度と元には戻りません。文化財建造物の多くは木造建築であるため、いったん火がつくと延焼拡大が極めて速くなるおそれがあります。貴重な文化財を火災から守るためには、日ごろから防火意識を持ち、関係者だけでなく、地域住民等との連携・協力が必要です。

今年も文化財防火デーの1月26日(土)を中心として、全国各地で地域ぐるみ、住民ぐるみの消防訓練等が実施されました。

■平成20年1月25日(金)

訓練場所：金剛山正福寺しょうふくじ（東京都東村山市）

金剛山正福寺は、弘安元年（1278年）に北条時宗により開創され、臨済宗で鎌倉の建長寺を本山としています。

東京都内唯一の国宝建造物で、鎌倉にある円覚寺舍利殿とともに唐様建築の代表的遺構です。

東京消防庁のほか、地元の東村山市消防団、正福寺自衛消防隊、東村山防火女性の会などのボランティア総勢約100人が参加して行われた訓練を、荒木慶司消防庁長官と高塩至文化庁次長が視察しました。

■平成20年1月26日(土)

訓練場所：日光二荒山神社ふたらさん（栃木県日光市）

日光二荒山神社は、延暦9年（790年）に勝道上人しょうどうしょうにんが創建した神社で、日光山岳信仰の中心です。

男体山の御神霊、大己貴命が祀られています。東照宮造営以前は二荒山神社が日光山内の中心にあり、現在の建造物は元和5年（1619年）に徳川家二代将軍秀忠の寄進により、桃山調の社殿に建て替えられたものです。現存する日光山内の社殿の中で最古の建造物で、世界遺産にも登録されています。

日光市消防本部のほか、地元の日光市消防団、日光二荒山神社をはじめとした二社一寺の自衛消防隊など総勢約300人が参加して行われた訓練を、荒木消防庁長官と青木保文化庁長官が視察しました。



金剛山正福寺への放水（東村山市）



荒木消防庁長官による視察（日光市）



日光二荒山神社への一斉放水

平成20年度緊急消防援助隊登録目標隊数について

応急対策室

緊急消防援助隊は平成7年に創設され、その後、平成15年6月の消防組織法の改正により、平成16年4月から法制化されました。緊急消防援助隊の必要な部隊数や装備を、どのように配備し充足していくかについては、消防組織法第45条第2項の規定に基づき、総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとされています。

この基本計画が策定された当初（平成16年2月）は、緊急消防援助隊の登録部隊について、平成20年度までに3,000隊規模を目標としていましたが、東海地震等の大規模災害への対応力を一層強化するため、平成18年2月に基本計画を変更し、平成20年度までの登録目標を4,000隊規模に拡大し、緊急消防援助隊の体制強化を図っているところです。

今般、消防庁では、平成20年度の登録事務を進めるに当たり、「平成20年度における緊急消防援助隊の登録事務について」（平成19年12月25日付け消防応第176号）を発出し、各都道府県の部隊種別ごとに登録目標数を通知したところです。以下、緊急消防援助隊登録隊数の考え方と、平成20年度における各都道府県の部隊種別ごとの登録目標数を説明します。

○緊急消防援助隊登録隊数の考え方

それぞれの部隊ごとの登録隊数の考え方は、次のとおりです。

1. 指揮支援部隊

指揮支援隊が所属する消防本部からおおむね2隊とし、現在の登録数（約30隊）を目標とする。

2. 都道府県指揮隊

各都道府県隊に指揮隊をおおむね2隊とし、現在の登録数（約100隊）を目標とする。

3. 消火部隊

(1) 各県ごとの現有消防力と登録隊比率（登録隊数／現有消火隊数）の平均化を図りつつ、基準となる登録隊比率を各都道府県とも約20%とするが、各消防本部の消防力等を勘案しつつ、

実態に即した登録については考慮する。

(2) 前記(1)により、約1,600隊の登録を目標とする。

4. 救助部隊

(1) 消火部隊と同様の考え方に基づき、基準となる登録隊比率を各都道府県とも約35%とするが、各消防本部の消防力等を勘案し、実態に即した登録については考慮する。

(2) 前記(1)により、約400隊の登録を目標とする。

5. 救急部隊

(1) 消火部隊と同様の考え方に基づき、基準となる登録隊比率を各都道府県とも約18%とするが、各消防本部の消防力等を勘案し、実態に即した登録については考慮する。

(2) 前記(1)により、約900隊の登録を目標とする。

6. 後方支援部隊

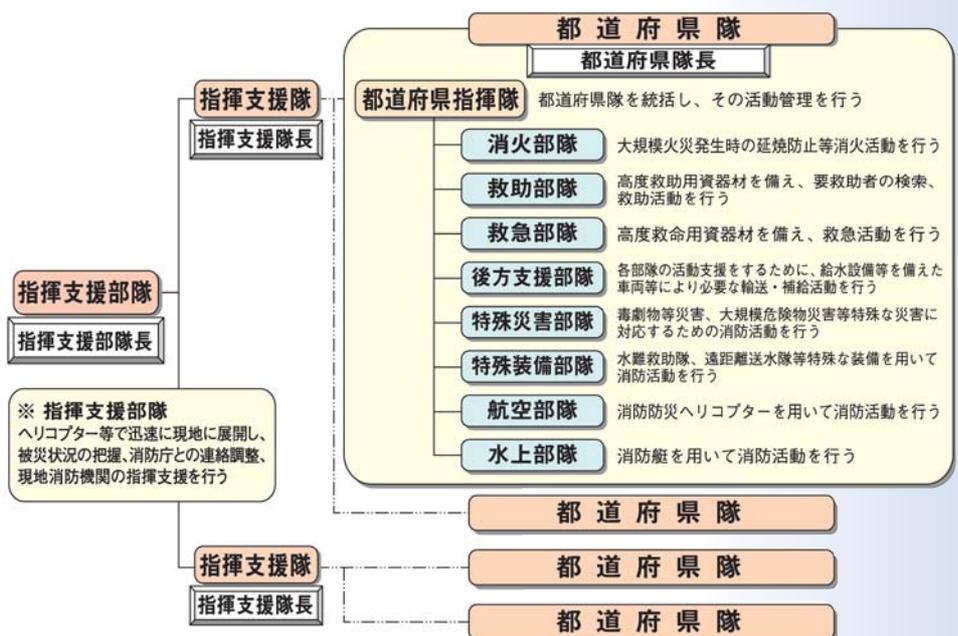
都道府県隊ごとに活動部隊（消火部隊、救助部隊、救急部隊等）のおおむね5隊に1隊の割合とし、約560隊の登録を目標とする。ただし、各消防本部の登録隊数等を勘案し、必要に応じた登録については考慮する。

7. 特殊災害部隊

(1) 毒劇物等対応隊（N・B・C災害対応隊、一般毒劇物対応隊）

近年の災害の特異性等を考慮し、現在の登録数（約150隊）を目標とする。

緊急消防援助隊の部隊編成





- (2) 大規模危険物災害対応隊
現在の登録隊数を基準とし、約90隊を目標とする。
- (3) 密閉空間火災等対応隊
現在の登録隊数約20隊を目標とする。

8. 特殊装備部隊（送水、二輪車、震災、水難、その他特殊な装備等）

現在の登録隊数（約280隊）を目標とし、施設の整備状況等を勘案し、各消防本部の登録に際し、都道府県ごとの登録目標については柔軟に設定する。

9. 航空部隊

全国の航空消防隊で運用可能なすべての機体を登録。

各都道府県をブロック単位に分け、残留機体を指定し、当該機体により災害対応体制を確保する。

10. 水上部隊

現在の登録状況をもとに、約20隊の登録を目標とする。

平成20年度末の目標達成に向けて、緊急消防援助隊の計画的増強を推進するため、全国の都道府県及び各消防本部の一層のご協力をお願いするとともに、今後ともその施設、装備等の充実を図り、大規模災害等への対応力をさらに強化してまいります。

平成20年度緊急消防援助隊登録目標隊数

都道府県	指揮支援部隊	都道府県隊指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊			特殊装備部隊					航空部隊	水上部隊	合計
							毒劇	大危	密閉	送水	二輪	震災	水難	他特			
北海道	2	6	103	19	56	35	6	3	1	0	0	0	1	6	2	0	240
青森県	0	3	29	4	16	9	2	3	0	0	0	0	1	2	1	0	70
岩手県	0	2	24	5	15	8	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	59
宮城県	2	3	32	7	14	10	2	3	1	0	0	0	1	3	3	0	81
秋田県	0	2	26	5	13	8	2	3	0	0	0	0	0	2	1	0	62
山形県	0	2	19	4	11	6	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	47
福島県	0	2	31	7	20	11	4	3	0	0	0	0	0	4	1	0	83
茨城県	0	3	44	12	26	16	4	3	0	0	0	0	2	17	1	2	130
栃木県	0	2	28	6	14	9	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	64
群馬県	0	3	25	6	17	8	4	0	0	0	1	0	0	3	1	0	68
埼玉県	2	3	71	22	38	26	8	0	1	0	0	0	0	10	2	0	183
千葉県	2	2	67	18	35	24	6	6	1	0	0	1	0	11	2	2	177
東京都	2	2	107	11	40	31	2	4	2	1	4	3	2	7	7	4	229
神奈川県	4	2	66	19	36	23	10	8	2	2	1	2	6	10	4	2	197
新潟県	0	2	49	12	22	16	2	3	0	0	0	0	1	2	1	0	110
富山県	0	2	22	7	16	9	2	0	2	0	0	0	0	5	1	1	67
石川県	0	2	20	5	14	7	2	3	0	0	0	0	1	6	1	0	61
福井県	0	2	19	5	9	6	2	3	0	0	0	0	0	2	1	0	49
山梨県	0	2	12	5	10	5	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	39
長野県	0	3	34	10	21	12	4	0	0	0	1	0	0	10	1	0	96
岐阜県	0	2	35	11	21	13	2	0	0	0	0	0	0	4	2	0	90
静岡県	0	2	39	13	23	15	4	3	0	0	0	0	1	2	2	0	104
愛知県	2	2	71	24	38	26	8	3	3	0	0	2	1	6	3	1	190
三重県	0	2	27	5	18	10	2	3	0	0	1	0	0	5	1	0	74
滋賀県	0	2	16	5	14	6	3	0	0	0	0	0	0	4	1	0	51
京都府	2	2	28	8	15	9	2	0	2	1	0	1	2	5	2	0	79
大阪府	2	2	82	16	37	26	6	6	2	3	0	1	1	15	2	2	203
兵庫県	2	3	57	18	45	23	8	3	0	3	0	0	0	6	3	1	172
奈良県	0	2	18	5	10	6	2	0	0	0	0	0	0	4	1	0	48
和歌山県	0	2	24	8	12	8	3	0	0	0	0	0	0	3	1	0	61
鳥取県	0	2	12	4	5	4	2	0	0	0	0	0	1	2	1	0	33
島根県	0	2	17	5	11	6	2	0	0	0	0	0	0	4	1	0	48
岡山県	0	3	27	7	18	10	3	3	0	0	0	0	0	4	1	0	76
広島県	2	2	43	9	24	15	2	3	1	1	0	0	3	10	2	2	119
山口県	0	2	24	7	13	8	2	0	0	0	0	0	2	3	1	0	62
徳島県	0	3	14	4	7	4	2	3	0	0	0	0	0	2	1	0	40
香川県	0	2	14	4	8	4	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	37
愛媛県	0	2	18	5	13	7	2	3	0	0	0	0	0	3	1	1	55
高知県	0	2	13	3	9	5	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	37
福岡県	4	2	45	14	25	16	4	3	2	0	0	1	2	6	3	2	129
佐賀県	0	2	12	3	8	4	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	33
長崎県	0	2	20	4	13	7	4	3	0	0	0	0	0	2	1	0	56
熊本県	0	2	22	8	18	9	4	0	0	0	1	0	1	2	1	0	68
大分県	0	2	17	4	10	6	2	0	0	0	0	0	1	2	1	0	45
宮崎県	0	2	12	4	11	5	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	39
鹿児島県	0	2	21	6	18	8	2	3	0	0	0	0	1	2	1	0	64
沖縄県	0	2	18	7	11	7	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	49
計	28	107	1,574	400	898	546	151	84	20	11	9	11	31	214	70	20	4,174



FUKUSHIMA



福島県 いわき市消防本部
消防長 上遠野 洋一

豊かな自然環境と温暖な気候風土

いわき市は、福島県の東南端に位置し、南は茨城県と接しています。東は太平洋に面し、寒暖の差が比較的少なく、温暖な気候に恵まれた地域です。

地形は、西方に阿武隈高地が、東方には平野部が広がっています。市域には夏井川や鮫川などの河川が貫流し、太平洋に注いでいます。

面積は、1231.3km²と广大で、人口は、東北地方では仙台市に次ぐ35万人を擁しています。

歴史的には、11世紀ごろから岩城氏が統治し、現在の「いわき」の基礎が作られました。明治以降は、石炭産業を中心に発展を遂げ、昭和41年10月に、聖徳太子の十七条憲法における「和を以って貴し（以和貴）」の精神のもと、周辺の町村を加えた14市町村が合併して、現在のいわき市が誕生しました。



小名浜港上空から見た「いわき市」

主要な産業としては、国際港湾小名浜港を抱え、首都圏への流通の利便性を活かし、東北地方第1位の工業製造品出荷額を誇る製造業を基幹産業とし、農林水産業、さらには、第30回日本アカデミー賞受賞作品「フラガール」の舞台となった、いわき湯本温泉郷をはじめとする観光サービス業など、多様な産業が展開されています。

文化と芸術のまち いわき

国宝・白水阿弥陀堂などの歴史文化財のほか、祐天上人によって始められたと言われる無形民俗文化財の「じゃんがら念仏踊り」の継承、「蛙の詩人」で有名な草野心平を輩出するなど、特色のある文化を持っています。

また、全日本吹奏楽コンクール高校の部において、金賞を受賞するなど、



国宝・白水阿弥陀堂

芸術面においても輝かしい実績を残しています。本年4月には、いわき芸術文化交流館「アリオス」がオープンし、市民の文化活動をさらに後押しすることが期待されています。

誰もが安全に、安心して暮らせるまちを目指して

当市は、1本部5署1分署7分遣所、358人の職員と1消防団、3,765人の団員で、市民の安全・安心の確保に努めています。

主な取組として、火災予防対策では、住宅用火災警報器の早期設置を進めるために、毎年5月1日から31日までを「住宅用火災警報器設置促進強調月間」と定め、スーパーマーケットのレシートでの広報や消防団、婦人(女性)防火クラブ等と合同で行う街頭啓発活動を展開しています。また、出火件数の更なる低減を目指して、幼児向けの防火人形劇、小学生を対象とした防火教室の開催、体験入隊など、若年層に対する防火啓発活動を促進するとともに、消防団や自主防災組織等と連携したの放火火



小学生の消防署1日体験入隊

災防止活動等を積極的に展開しています。

救急業務関係では、中山間地域の救急隊にも計画的に救急救命士を配置するための資格者養成を行うほか、本年1月に運用を開始した県のドクターヘリを有効に活用するための体制づくりを進めています。また、一人でも多くの市民が応急手当を行えるように、すべての消防職員が応急手当指導員の研修を受講し、普及啓発を行っています。

今後も、大規模地震などに、迅速、的確に対応できるよう、施設、設備等の整備を図るほか、各種訓練を積極的に実施し、「誰もが安全に、安心して暮らせるまち」を目指して、職団員一丸となって取り組んでまいります。

連携で築く「安産の里」とおの

遠野市消防本部

遠野市では、産科を専門とする医療機関がないため、妊産婦の不安解消・負担軽減などを目的とし、去る12月1日に公設公営の助産院「ねっと・ゆりかご」を開設しました。遠野市消防本部では、この助産院と連携した救急搬送体制を整備し、妊婦が安心してお産ができる環境づくりを支えています。助産師と救急隊が妊婦の経過情報等を共有し、緊急時には、助産師が同乗して医療機関へ搬送します。安心してお産ができる「安産の里」を目指して、職員53人の小さな消防本部が奮闘しています。



助産院「ねっと・ゆりかご」との連携

愛知県防災航空隊との合同訓練を実施

岡崎市消防本部

岡崎市消防本部は去る2月5日、愛知県防災航空隊との合同訓練を実施しました。訓練は、山間地域での滑落事故、行方不明者捜索、林野火災など山間部で起こる事故や災害などを想定し、消防防災ヘリコプターの機動力を活かした迅速な災害地点の発見、情報収集及び負傷者の救出などを行いました。また、ホイストを利用した負傷者の収容訓練及び搬送訓練や地上の消防隊員を同乗させ、災害初期に現場へ投入する訓練も行い、県防災航空隊との連携をさらに深めました。



消防防災ヘリコプター「わかしゃち」による搬送訓練

消防通信 望楼 ぼうろう

国宝・彦根城で火災防ぎょ訓練を実施

彦根市消防本部

彦根市消防本部は去る1月25日、国宝・彦根城において、文化財防火デーに伴う火災防ぎょ訓練を実施しました。訓練は、「彦根城博物館西側の雑木林から出火、強風にあおられ天守方向に延焼拡大している」との想定で、消防本部、消防団、彦根城自衛消防隊等(車両23台・人員約150人)が参加しました。訓練では、火災発生時に的確な活動が行えるよう、関係機関の連携強化と技術の向上を図りました。また、来館者の避難誘導訓練も行い、国宝及び来館者を守る体制を再確認しました。



延焼中の雑木林に向けて放水する消防署員

東灘はちどりネット防災協力事業所制度の運用を開始

神戸市消防局

神戸市消防局東灘消防署は去る2月8日、「東灘はちどりネット防災協力事業所制度」の運用を開始するとともに、協力事業所に対して登録証と標章の交付式及び研修会を行いました。この制度は、災害発生時に消防署から災害情報を「はちどりネット」登録事業所へ伝達し、事業所が地域のために『できること』を行う体制を構築するためのもので、現在150事業所が登録しています。研修会では、制度発足のきっかけとなった尼崎市の列車事故現場での近隣事業所の活動事例を紹介しました。



研修会の様子と協力事業所の標章

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

国民保護コース(第5回)

国民保護コース(第5回)は、平成20年1月7日から1月11日まで実施されました。本コースは、それぞれの地方自治体における国民保護行政の実務を担う職員に対し、国民保護法をはじめとする国民保護制度における関係機関の活動を理解するとともに、国民保護事案発生時には、それぞれの地域・団体において、迅速・的確な初動対応がとれる人材育成を目的としています。

本コースでは、志方俊之帝京大学教授や杉田和博東京電力株式会社顧問など著名な危機管理の専門家による「情報と危機管理」に関する示唆に富んだ講義のほか、消防庁国民保護・防災部の幹部によるケーススタディや図上訓練、各学生から事前に提出された諸課題の検討及び発表のカリキュラムを加えるなどして、内容の充実を図りました。

参加者からは、「各担当者が抱えている問題点や重要



課題研究発表中の国民保護コースの学生

だと認識している事項、それに対する解決手法について実務的な認識が深まった。」「新たな視点で国民保護行政について考えることができ、非常に有益であった。」など積極的な意見が寄せられています。

上級幹部科(第71期)

上級幹部科第71期(47人)は、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させることを目的に、平成20年1月7日から1月24日まで実施されました(教育日数12日)。

限られた教育日数の中で、荒木慶司消防庁長官、岡山淳国民保護・防災部長、寺村映消防庁審議官から消防・防災行政の重要施策について講話を聴講するとともに、消防を取り巻く諸課題について活発な意見交換を行いました。

そのほか、組織における危機管理、部下の惨事ストレス対策、消防の情報管理、緊急消防援助隊の応援・受援

体制など、近年の消防が抱える諸課題についての講義に積極的に取り組みました。

一方、訓練では、状況予測型図上訓練や指揮シミュレーションなど大規模災害時における管理者としての対応について習得しました。

また、校外研修では、東京消防庁第8消防方面本部消防機動部隊(通称：ハイパーレスキュー隊)の最新鋭の特殊装備と、装備部航空隊の空飛ぶ消防隊として24時間体制で活躍する様子を、それぞれ視察しました。

今後、上級幹部科第71期47人が、寮生活で寝食を共



荒木消防庁長官の講話



指揮シミュレーション訓練

にした多くの仲間との出会いとネットワークを大切にし、消防大学校で学んだことをもとに、それぞれの消防機関のトップとして大いに活躍されることを期待します。

消防大学校成績優秀者 (学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
危険物科 (第 2 期) 11月26日～12月20日 34人	岩井 哲男	湖南広域行政組合消防本部 (滋賀県)
	橋本 和彦	八尾市消防本部 (大阪府)
	戸藏 豊	雲南消防本部 (島根県)

消防研究センターの一般公開

消防研究センターでは、平成20年度科学技術週間における行事の一環として、下記のとおり一般公開を行います。

1. 概要

消防研究センターにおいて行っている消防防災の科学技術に関する基礎から応用までの幅広い研究、開発の内容について、実験の実施、写真・パネルの展示、ビデオ放映などにより紹介します。

また、研究施設を公開するとともに、消防大学校の教育訓練内容の展示などを行います。



横浜市安全管理局による二流体混合噴霧消火システムの実験

2. 日時

平成20年4月18日(金)10時00分から16時00分まで

3. 場所

〒182-8508

東京都調布市深大寺東町4-35-3

消防庁消防研究センター

4. 主な公開項目(予定)

- (1) リアルタイム地震防災情報システムの展示・実演
- (2) 消防防災用ロボットの展示・実演

- (3) 火災原因調査室の調査業務の展示
- (4) その他各種研究成果等の展示・紹介
- (5) 消防大学校の教育訓練内容展示 等

※同一敷地内の日本消防検定協会、財団法人消防科学総合センターにおいても各種の展示・実演を行います。

5. 問い合わせ先

消防研究センター 研究企画部

電 話：0422(44)8331 (代表)

U R L：http://www.fri.go.jp



■交通

- 中央線、井の頭線吉祥寺駅公園口6番乗場から小田急バスで20分：消防大学前下車 深大寺行、野ヶ谷行または調布駅北口行
- 中央線三鷹駅南口8番乗場から小田急バスで20分：消防大学前下車 野ヶ谷行
- 京王線仙川駅3番乗場から小田急バスで10分：杏林大学病院前下車 徒歩7分 三鷹駅行または吉祥寺駅行

防火対象物の防火安全対策の徹底

予防課

1. 小規模防火対象物における防火安全対策

近年、小規模な防火対象物において大きな被害が生じる火災が散見されます。平成13年9月の東京都新宿区雑居ビル火災（死者44人）をはじめ、最近でも平成18年1月の長崎県大村市グループホーム火災（死者7人）、平成19年1月の兵庫県宝塚市カラオケボックス火災（死者3人）、平成19年6月の東京都渋谷区温泉施設天然ガス爆発火災（死者3人）などが発生しています。

① 防火管理の徹底

防火対象物における火災の発生を予防し、火災による被害の軽減を図ることは、それぞれの防火対象物の管理権原者等が自らの責任において行うことが基本であり、これら管理権原者等が防火管理や消防用設備等の設置維持などの義務を遵守することが、火災予防のために最も重要な役割を果たすものです。

もし、あなたの所有する建物で、避難経路となる廊下や階段等に物品が放置されていて、通行の妨げになっていた場合、「ちょっとの間だけだから」とか、「このぐらいなら人も通れるから」と軽い気持ちで違反状態を見過ごしていないでしょうか。こういったところから、防火安全体制が崩れて、ひとたび火災が発生したときに、大惨事となるのです。

また、放火及び放火の疑いが出火原因の第1位であることを考えると、放火される危険性も当然予測すべきです。

防火・防災に関する危機管理意識を高めて、やるべき事・守るべき事をしっかり行いましょう。

また、自治会や商店街など地域が一丸となって、法令遵守や火災予防上の危険性についての啓発活動などの取組を進めることも効果的です。

② 消防法令の基準強化への対応

これまで消防法令上の安全対策については、主として面積や収容人員など建築物の規模に基づく火災危険性に着目して定められてきましたが、小規模な防火対象物で火災による多くの死傷者が発生したことを踏まえ、これらの火災を教訓とした消防法令の改正や改正に向けた準備が行われています。

特に、グループホーム、カラオケボックス、温泉施設などの防火対象物においては、これら消防法令の改正に対応した体制の整備や消防用設備等の設置が必要です。

詳細については、お近くの消防本部又は消防署にお問い合わせください。

2. 防火対象物点検報告制度

不特定多数の人が利用するなどの一定の防火対象物については、防火管理業務の実施状況等について資格者による点検報告が義務付けられています。また、点検の結果、法令の基準に適合している防火対象物や継続して消防法令を遵守しているものとして消防機関から認定されている防火対象物は、その旨を表示することができます（防火基準点検済証・防火優良認定証）。

防火管理を適正に行い、これらの表示をすることなどにより、あなたのビルを訪れる人々に安心して利用していただけるように努めましょう。

また、建物を利用する際はこれらの表示により、法令遵守の状況を確認しましょう。

防火基準点検済証	防火優良認定証
	
<p>点検基準に適合した場合に表示できます。</p>	<p>3年間継続して点検基準に適合し、認定を受けた場合に表示できます。 認定を受けると、点検報告の義務が3年間免除されます。</p>

3. 大規模地震等に対応した自衛消防力の確保

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生が切迫している現在、大規模地震等に対応した自衛消防力の確保は喫緊の課題です。このため、多数の者が利用する大規模・高層の建築物等については、大規模地震等に対応した消防計画の作成とともに、自衛消防組織の設置を義務付けることとし、消防法が改正されました。

平成21年度に施行される予定ですが、大規模地震等に対応した消防計画を作成するとともに、自衛消防組織を中心とした訓練の計画的な実施が必要となります。

全国消防職員・消防団員意見発表会 ～自治体消防制度60周年記念～

総務課

(自治体消防制度60周年記念事業推進室)

自治体消防制度60周年を記念して、毎年度、それぞれに行われている「全国消防職員意見発表(全国消防長会主催)」及び「全国消防団員意見発表会(消防庁主催)」の過去数年の最優秀賞及び優秀賞受賞者が一堂に会し、それぞれの業務や活動に関する課題などについて意見発表を行います。

消防庁、全国消防長会及び財団法人日本消防協会では、消防職員及び消防団員が、それぞれの課題などを共有することにより、今後の消防の更なる発展につながるものと期待しています。

なお、当日の入場は自由となっています。

【日時】 平成20年3月7日(金) 13:00～

【会場】 日本武道館 (東京都千代田区北の丸公園2番3号)

【発表者】

〔消防職員〕

田中 正俊 (兵庫県 尼崎市消防局) 「バイスタンダーからのSOS」

三浦 友和 (岡山県 倉敷市消防局) 「消防士の病」

浅川美保子 (長野県 上田地域広域連合消防本部) 「小さな消防士」

齊藤 良明 (長野県 長野市消防局) 「小学生からのDIG」

三原 裕子 (東京都 東京消防庁) 「中学生の力を」

〔消防団員〕

平林 麻未 (東京都 八王子市消防団) 「もうひとつの手助け」

山田 久就 (石川県 能登町消防団) 「信頼の架け橋」

猪木 直樹 (岡山県 倉敷市消防団) 「火消し魂を込めて」

室伏 睦 (静岡県 長泉町消防団) 「いつも心にサイレンを」

後藤 将典 (大分県 玖珠町消防団) 「号令の響き渡る頃」



1月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第7号	平成20年1月10日	各都道府県知事・各指定都市市長	消防庁次長	「第54回文化財防火デー」の実施について
消防危第4号	平成20年1月11日	東京消防庁・政令指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成18年度危険物規制事務統計表について
消防危第8号	平成20年1月17日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	平成19年度危険物規制事務担当学会議の開催について
消防総第15号	平成20年1月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁総務課長	平成20年度消防庁広報テーマについて
消防消第6号 消防災第23号	平成20年1月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部防災課長	消防団員に対する財政措置等の取扱い及び消防団員確保の推進について
消防予第19号	平成20年1月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	基準の特例を適用した検定対象機械器具等について
消防危第16号	平成20年1月28日	各都道府県消防主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」の一部改正について